【一般診療所用】

令和5年患者調査 調査の手引

目 次

施詞	段管理者の皆様へ	
1.	提出方法・調査票の種類	1
2.	コールセンターの設置	2
3.	患者調査はオンラインでの回答が便利です	3
4.	電子調査票(オンライン)の取得・作成・提出	4
5.	電子調査票(CD-R等)のダウンロード・作成・提出 ·······12	5
6.	データ読込み機能について(電子調査票)	6
7.	調査票(紙)の取得・作成・提出	7
8.	記入要領	8
	8-1 一般診療所退院票	一般 診療所 退院票
	8-2 一般診療所票	一般 診療所票
	8-3 各項目詳細	各項目詳
9.	調査結果	9
10.	患者調査関係法令	10
11.	質疑応答	11

【 はじめに 】 提出する調査票をご確認ください。 ⇒ 別紙「調査へのご協力のお願い」参照

無床診療所	有床診療所						
(一般診療所票)	(一般診療所票)	(一般診療所退院票)					
外来分	入院分 同じ調査票様式ですが、入院分、外来分をそれぞれ作成	9月中の 退院患者 全員					



施設管理者の皆様へ

厚生労働省の各種統計調査につきましては、かねてから格別のご協力をいただき、 厚く御礼申し上げます。

患者調査は、医療施設を利用する患者の疾病構造等を地域別に明らかにし、今後の 医療行政の基礎資料を得ることを目的として、3年に一度、500床以上のすべての医療 施設及び全国から層化無作為抽出により選ばれた医療施設において実施いたします。

※一般診療所については、都道府県、主たる診療科目及び病床の有無別に抽出した 約6,000施設(抽出率約0.6/10)

今回、令和5年調査を実施するに当たり、貴施設に調査への回答をお願いすること になりました。

本調査におきましては、施設管理者の皆様をはじめとする調査関係者のご尽力があってはじめて、信頼性と正確性の高い統計を得ることができます。

この『調査の手引』は、正確・円滑に本調査に回答していただけるよう、調査票の作成やとりまとめ等の具体的な方法について説明したものです。

貴施設におかれましては、ご負担をおかけすることになりますが、調査の趣旨をご 理解いただき、本書を活用されまして、正確かつ迅速な患者調査の実施にご協力いた だきますようお願いいたします。

なお、この調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、調査票に記載された事項を 統計作成以外の目的に用いることはありません。また、皆様に不利益なことのないよ う、秘密の保持には万全を期しております。何卒、調査の円滑な実施にご協力いただき ますよう、重ねてお願い申し上げます。

厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)

1. 提出方法・調査票の種類

I. 提出方法について

調査票の提出方法は、貴施設において以下①~③の3つの方法により選択が可能です。

À

可能な限りすべての調査票を①~③のいずれか1つの方法で提出するようお願いいたします。

やむを得ず①~③を併用する場合も、1種類の調査票内で複数の提出方法は混在させないでください。

例1:一般診療所票を、①と③で提出する → 不可)

例2:一般診療所票を①で、一般診療所退院票を③で提出する → 可

① 電子調査票(オンラインによる提出) ⇒利用については、8ページ~を参照

・政府統計共同利用システムのオンライン調査システム(以下「オンライン調査システム」という。)にログインし、 (HTML 形式の場合)

電子調査票Web画面で入力します。

(Excel 形式の場合)

電子調査票(マクロ付き Excel ファイル)をダウンロードして、入力します。

- ・入力後のファイルは、提出期限までにオンライン調査システムで送信処理を行うことで提出が完了します。 郵送や管理は不要です。
 - ※報告者のログイン情報や統計調査の回答情報などの重要な情報について、盗み見等を防ぎ、安全な通信を 行うために、インターネット通信経路上の情報のやりとりを暗号化していることから、外部に漏れることはありません。
- ※何らかの理由でオンライン調査システムにログインできない場合には、②または③の方法での提出をお願い します。

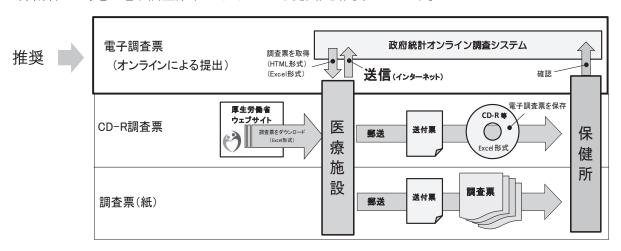
② 電子調査票(CD-R 等による提出) ⇒利用については、12 ページ~を参照

- ・厚生労働省ウェブサイトからダウンロードした電子調査票(マクロ付き Excel ファイル)に入力します。
- ・CD-R 等に保存し、提出期限までに郵送等で管轄の保健所へ提出します。

③ 調査票(紙)による提出 ⇒利用については、17ページ~を参照

・保健所から配布される紙の調査票に記入後、提出期限までに郵送等で管轄の保健所へ提出します。

※ 厚生労働省では、① 電子調査票(オンラインによる提出)を推奨しています。



Ⅱ.調査票の種類と作成対象

9月中(9月1日から9月30日までの1か月間)に貴施設を退院した患者及び、10月の調査日(厚生労働省が 指定する1日)に貴施設に入院している患者又は貴施設を受診した患者について調査票を作成し、管轄の保 健所が設定する提出期限までに、保健所あてに提出をお願いいたします。

調査の対象(入院・外来・退院)及び調査日は、この「調査の手引」と同時に保健所から配布された別紙「調査へのご協力のお願い」で確認できます。

(例)

		協力のお願い 学 厚生労働省 活法者調査)
施設番号	(OO県) C-00	1
調査日	10月17日	※患者調査の退院患者の調査期間は 令和5年9月1日~9月30日
調査の対象	入院・外来	: - 退院





- ・9月1日~30日の間に 退院したすべての患者
- <u>・10 月 17 日(火)に 入院していたす</u>べての患者
- <u>・10 月 17 日(火)に 外来診療したすべての患者</u>

について回答します。

•10月20日(金)に 外来診療したすべての患者

について回答します。

○有床診療所

【退院について】

令和5年9月中(9月1日~9月30日までの 1_{7} 月間)に退院したすべての患者について、患者1人につき一般診療所退院票を1枚作成します。

調査対象	記入する調査票	調査票(紙)の色
9月中に 退院 したすべての患者	一般診療所退院票	紫色

【入院及び外来について】

令和5年10月の調査日(厚生労働省が指定する1日)に入院しているすべての患者、外来を受診したすべての患者について、患者1人につき一般診療所票を1枚作成します。

調査対象	記入する調査票	調査票(紙)の色
10月の調査日(厚生労働省が指定する1日)に		
入院 していたすべての患者	一般診療所票	黄色
外来 を受診したすべての患者		

○無床診療所

【外来について】

令和5年10月の調査日(厚生労働省が指定する1日)に外来を受診したすべての患者について、患者1人につき一般診療所票を1枚作成します。

調査対象	記入する調査票	調査票(紙)の色
10月の調査日(厚生労働省が指定する1日)に	一般診療所票	黄色
外来 を受診したすべての患者	一双砂煤川景	典 巴

<調査日・調査の対象のよくある質問> ⇒関連 質疑応答問1~20

- ・調査日当日が休診の場合の対応方法 ⇒質疑応答問2
- ・自施設が何度も対象になるのはなぜか ⇒質疑応答問7

2. コールセンターの設置

令和5年患者調査に関する調査項目、電子調査票(オンライン、CD-R等)の入力及び回答方法等調査全般に関するお問い合わせについて、専用のコールセンターを設置いたします。

例えば以下のようなお問い合わせも対応します。

- ・オンラインでの回答、電子調査票の機能の操作方法(各種機能の説明は、16ページ 6. データ読込み機能について(電子調査票)参照。)
- ・調査項目の記入に関すること
- ・変更後のパスワードがわからなくなった場合

※以下の内容については、コールセンターでは対応できないため、管轄の保健所にお問い合わせください。

- ・提出期限に関すること
- ・紙の調査票が不足している場合

令和5年 患者調査コールセンター

0120-855-112

開設期間:8月1日(火)~11月30日(木)

(月~金曜日 (祝日を除く))

受付時間:午前9時~午後6時



3. 患者調査はオンラインでの回答が便利です

患者調査はオンラインでの回答が便利です

◆患者調査では、インターネットで回答できるオンライン調査を導入しています。オンラインで回答すると次のようなメリットがありますので、是非ご利用ください。

詳細は<u>同封のリーフレット「**患者調査はオンラインでの回答が便利です」**をご覧ください。</u>

メリット1 調査票の郵送が不要、操作も簡単

- ■オンライン調査システムに回答データを送信するため、調査票の郵送が不要です。
- ■ログイン後、電子調査票を選択(HTML、Excel)、入力、チェック、保存をしたら回答データを 送信します。

メリット2 記入の負担が軽減

- ■入力チェック機能で、入力方法をサポート。記入漏れ・誤りを防止します。
- ■レセプト情報読込み機能(病院偶数票)、DPC データ読込み機能(病院退院票)、テキストデータ 読込み機能(全票)の活用により、手書き作業がなくなり記入負担が軽減されます。

オンライン調査システムはセキュリティも安全です

- ■オンライン調査システムには、ID、パスワード等により許可された統計担当職員しかアクセスできませんので、回答内容が他の人に見られることはありません。
- ■オンライン調査システムは、情報のやりとりを暗号化しています。報告者のログイン情報や統計調査の回答情報(患者情報)などの重要な情報が外部に漏れることはありません。

必要な通信環境・機器環境(令和5年6月現在)

- ■通信環境は、ブロードバンドを推奨します。
- ■オンライン調査システムをご使用いただくには、以下の環境が必要です。 最新の推奨環境は、政府統計オンライン調査総合窓口にて御確認ください。 (https://www.e-survey.go.jp/recommended_env)

OS	ブラウザ	表計算ソフト(※2) (Excel調査票をご利用の場合のみ)
Windows 11 (%1)	Firefox 114 Google Chrome 114	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2021
Windows 10 (%1)	Microsoft Edge 114	Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
macOS 13.4	Safari 16	-

(※1)「デスクトップモード」の場合に限ります。

(※2) 表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応しておりません。
- ・Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。
- ・また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合(※)があります。 (※)例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

4. 電子調査票 (オンライン) の取得・作成・提出

調査日当日に入院した患者、受診した患者及び退院した患者がいない等の理由で、すべての調査票について報告する人数が0人の場合、電子調査票(オンライン)での提出は必要ありません。管轄の保健所に人数が0人であることを御連絡ください。

電子調査票(オンライン)の取得方法

8月下旬からログイン可能!

⇒取得方法の詳細は、同封のリーフレット**「患者調査はオンラインからの回答が便利です」**をご覧ください。

① インターネットブラウザを起動します。 アドレスバーに「https://www.e-survey.go.jp/」と入力し、「ENTER」キーを押します。



③ ログイン画面が表示されます。

「調査へのご協力のお願い」に印字された「政府統計コード」、「調査対象者ID」、「パスワード」を半角で入力し、「ログイン」をクリックします。



④ 「電子調査票」と操作用マニュアル「電子調査票利用ガイド」を取得します。

Excel、HTMLいずれの形式についても、「表示」部分(図内の点線四角部)から「電子調査票利用ガイド」をダウンロードし、電子調査票の操作方法の詳細を確認してからお進みください。

■Excel形式

- ① 該当する調査票をクリックします。
- ② 表示された電子調査票をクリックします。
- ③ ファイルのダウンロードが始まりますので、 ダイアログを閉じてください。
- ④ 「保存」の横の「▼」をクリックし、「名前を付けて保存」をクリックします。
- ⑤ 任意の保存先 (デスクトップなど) を指定 し、保存します。

■HTML形式

- 1 該当する調査票をクリックします。
- ② 調査票がウェブブラウザ上に表示されます。



電子調査票(オンライン)の作成方法

⇒操作の詳細は、政府統計オンライン調査総合窓口からダウンロードした操作用マニュアル**「電子調査票利用ガイド」**をご覧ください。

(Excel 形式の場合) 患者情報入力の前に必ず行う設定

- ・ダウンロードした電子調査票(マクロ付き Excel ファイル)を開き、「電子調査票利用ガイド」に従って環境設定を行います。
- ・環境設定が済んだら、「表紙」シートの右上「管理メニュー」ボタンから回答者情報を入力し、「保存」ボタンを押します。

患者情報の入力

- ・「電子調査票利用ガイド」に従って、患者情報を入力します。
- ・なお、読み込み機能を用いて入力することもできます。(各種機能の説明は、16ページ 6. データ読込み機能 について(電子調査票)参照。)
- 各項目の選択方法について⇒19 ページ~を参照してください。

電子調査票(オンライン)の提出方法 ※ 保健所に定められた期限までに提出してください。

⇒操作の詳細は、政府統計オンライン調査総合窓口からダウンロードした操作用マニュアル**「電子調査票利用ガイド」**をご覧ください。

■Excel形式

- ① 電子調査票に、回答を入力します。
- ② 回答データの入力チェックを実行します。
- ③ 回答データにエラーがなくなったら、電子調査票の回答送信ボタンをクリックします。
- ④ ログイン情報の確認画面が表示されます。
- ⑤ 「政府統計コード」「調査対象者 I D」を確認し、初回ログイン時に変更した「パスワード」を入力してから送信します。
- ⑥ 調査票回答の受付状況画面で、回答の受付結果を確認します。初回ログイン時に登録したメールアドレスに回答受付の確認メールが届きます。
- ⑦ オンライン調査システムをログアウトして回答は完了です。ご協力いただきありがとうございました。

■HTML形式

- ① 電子調査票に、回答を入力します。
- ② 回答データの入力チェックを実行します。
- ③ 回答データにエラーがなくなったら、電子調査票の回答データ送信ボタンをクリックします。
- ④ 調査票回答の受付状況画面で、回答の受付結果を確認します。
- ⑤ オンライン調査システムをログアウトして回答は完了です。ご協力いただきありがとうございました。
- ※HTML形式の調査票は、操作しないまま50分程度経過すると自動的にタイムアウトしますので、一時保存しておくなどの注意が必要です。



<オンラインによる提出の際の注意事項>

- ・送信処理を行うことでインターネットによる提出が完了とみなされます。保健所に定められた期限までに送信 してください。
- ・一度提出した後、記入誤り等により修正する場合は、管轄の保健所に再送する旨を連絡した上で、修正のない項目を含めたすべてのデータが入力された電子調査票をオンライン調査システムで再送してください。
- ・すべての調査票をオンライン調査システムにより送信する場合、送付票の郵送は不要です。

ただし、何らかの理由により、CD-R 等や紙での提出を併用する場合は、送付票を作成し、郵送してください。(送付票の記入方法は15ページ~ 5. 電子調査票(CD-R 等)のダウンロード・作成・提出「電子調査票(CD-R 等)の提出方法」の④参照。)

(Excel 形式の場合) 送信エラーへの対処方法

(前ページの送信方法で送信エラーになる場合)

通信環境・機器環境が適合していても、施設の情報セキュリティ環境により上記の方法で送信できないことがあります。その場合は、「電子調査票利用ガイド」に掲載されている別の送信方法をお試しください。

(「電子調査票利用ガイド」に記載されている提出方法のいずれでも送信できない場合)

12ページ~5. 電子調査票(CD-R等)のダウンロード・作成・提出にしたがって、電子調査票(CD-R等)により管轄の保健所に郵送等で提出してください。

5. 電子調査票(CD-R等)のダウンロード・作成・提出



調査日当日に入院した患者、受診した患者及び退院した患者がいない等の理由で、すべての調査票について報告する人数が0人の場合、電子調査票(CD-R等)での提出は必要ありません。管轄の保健所に報告する人数が0人であることをご連絡ください。

必要な通信環境・機器環境(令和5年6月現在)

- ■通信環境は、ブロードバンドを推奨します。
- ■オンライン調査システムをご使用いただくには、以下の環境が必要です。 最新の推奨環境は、政府統計オンライン調査総合窓口にて御確認ください。 (https://www.e-survey.go.jp/recommended_env)

OS	ブラウザ	表計算ソフト(※2) (Excel調査票をご利用の場合のみ)
Windows 11 (%1)	Firefox 114 Google Chrome 114	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2021
Windows 10 (%1)	Microsoft Edge 114	Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
macOS 13.4	Safari 16	-

- (※1)「デスクトップモード」の場合に限ります。
- (※2) 表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。
 - ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応しておりません。
 - ・Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。
 - ・また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合(※)があります。 (※)例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。
- ・オンラインでの提出、CD-R等が困難な場合は、紙での調査票の提出をお願いします。

電子調査票(CD-R等)のダウンロード方法

インターネットブラウザで厚生労働省ウェブサイト(URL は以下を参照)へ接続し、「**電子調査票」**と操作用マニュアル「電子調査票利用ガイド」をダウンロードします。

注意:厚生労働省ウェブサイトからダウンロードした電子調査票ではオンラインによる提出ができません。

■電子調査票(CD-R等)掲載場所

「令和5年患者調査にご協力ください」

(https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/10-20-oshirase-2023.html) 8月下旬に掲載予定

また、本冊子8ページの「4 電子調査票(オンライン)の取得・作成・提出」に記載されている、「電子調査票(オンライン)の取得方法」によってダウンロードした電子調査票もご使用いただけます。

⇒関連する質疑応答 問21

電子調査票(CD-R等)の入力方法

⇒操作の詳細は、厚生労働省ウェブサイトからダウンロードした操作用マニュアル「電子調査票利用ガイド」をご覧ください。

入力はオフラインでの作業となります。

ダウンロードした電子調査票をコピーし、複数人で手分けして入力した後、1つにまとめて提出することができます。

患者情報入力の前に必ず行う設定

- ・ダウンロードした電子調査票(マクロ付きExcelファイル)を開き、「電子調査票利用ガイド」に従って環境設定を行います。
- ・環境設定が済んだら、「表紙」シートの右上「管理メニュー」ボタンから回答者情報を入力し、「保存」ボタンを 押します。

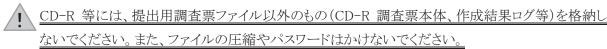
患者情報の入力

- ・「電子調査票利用ガイド」に従って、患者情報を入力します。
- ・なお、読込み機能を用いて入力することもできます。(機能の説明は、16ページ 6. データ読込み機能について(電子調査票)参照。)
- **-各項目の選択方法について**⇒19ページ~を参照してください。

電子調査票(CD-R等)の提出方法 ※保健所に定められた提出期限までに提出してください。

⇒操作の詳細は、厚生労働省ウェブサイトからダウンロードした操作用マニュアル「**電子調査票利用ガイド」**をご 覧ください。

- ① 患者情報の入力が完了したら、「電子調査票利用ガイド」に従い、作成した調査票全種類について1回ず つ「提出用調査票ファイル作成」を実行します。
- ② 作成された提出用調査票ファイルを、CD-R等(書き換え防止の観点からCD-R、DVD-R、DVD+Rを推奨し ますが、CD-RW、DVD-RW、DVD+RWも利用可能です)にコピーします。



電子調査票は輸送時の破損等に備え、必ずバックアップを取り、令和6年3月末まで保存してくだ さい。

※保健所から件数等についての問い合わせが入る可能性があります。

③ コピー後、CD-R等のディスク本体及びケースにラベルを貼りつけます。

<ラベルに記入すべき内容>

- 調査名
- ② 施設番号、施設名
- ③ 施設所在地
- ④ 提出年月日
- ⑤ 都道府県名、管轄する保健所名
- ⑥ 調査票ごとの記録件数

<ディスク本体に記入すべき内容>

- ② 施設番号、施設名
- ⑤ 都道府県名、管轄する保健所名

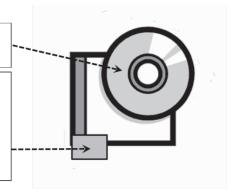
<記入例>

【CD-R等の本体に記入する事項】

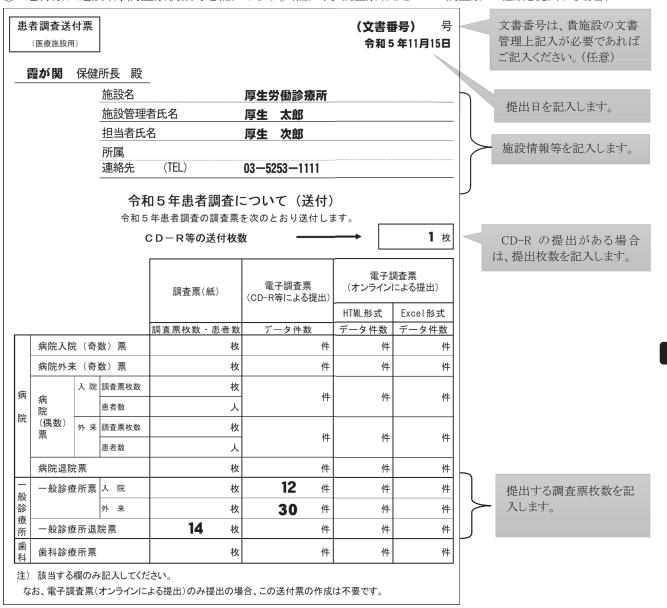
- ② C-027 厚労クリニック
- ⑤ 東京都 霞ヶ関保健所

【ラベル等に記入する事項】

- ① 患者調查
- C-027 厚労クリニック
- 東京都千代田区霞が関1-2-2
- 令和5年11月15日提出 東京都 霞ヶ関保健所
- (6) 10件
 - 一般診療所票 入院分: 一般診療所票 外来分: 65件
 - 般診療所退院票 8 件



④ 送付票に施設名、調査票枚数等を記入します。(記入例:調査票(紙)とCD-R調査票の2種類を提出する場合)



⑤ 送付票・データを保存した CD-R 等を梱包し、定められた期限までに管轄の保健所長に郵送等で提出します。

! 提出の際は破損防止のため、ケース等にて梱包するようお願いいたします。

電子メールでの提出は受け付けていません。

6. データ読込み機能について(電子調査票)

電子調査票には、医療施設が保有する情報を、調査票に読み込む機能を搭載しています。

○ 既存の電子カルテ等の患者情報から作成したテキストデータ

厚生労働省が指定するテキスト形式(※)で調査票データをあらかじめ作成しておき、この読込み機能を使用することにより、電子調査票の該当項目に読み込むことができます。一部空欄の項目があっても読み込みは可能ですが、未入力の項目については、読み込み後に電子調査票に手作業で入力する必要があります。

<※ テキスト形式の詳細>

■テキストファイル作成要領掲載場所

令和5年患者調査にご協力ください

(https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/10-20-oshirase-2023.html)

→ 「テキストファイル作成要領」

7. 調査票(紙)の取得・作成・提出

\i\

調査日当日に入院した患者、受診した患者及び退院した患者がいない等の理由で、すべての調査票について報告する人数が0人の場合、調査票(紙)での提出は必要ありません。管轄の保健所に報告する人数が0人であることをご連絡ください。

調査票(紙)の取得方法

調査票(紙)は、管轄の保健所からこの手引と一緒に配布されます。

・調査票(紙)が足りない場合

追加配布いたします。管轄の保健所にご連絡ください。

・調査票(紙)が不要な場合

電子調査票を使用する等の理由で調査票(紙)が不要な場合は、お手数ですが貴施設で破棄をお願いいたします。調査票は保健所に返却する必要はありません。

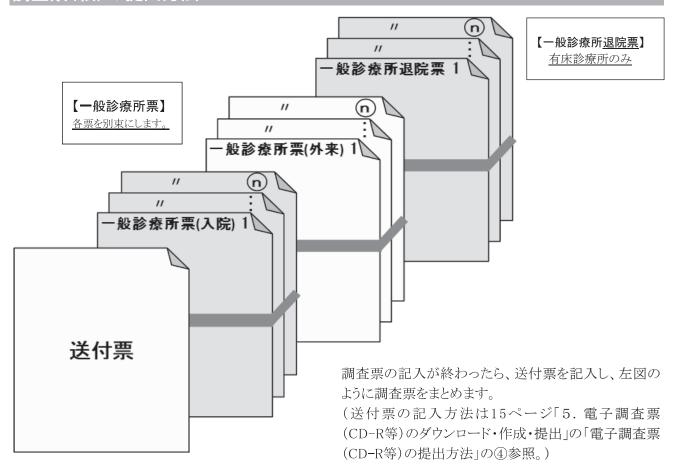
調査票(紙)の記入方法

⇒19ページ~を参照しながら記入をお願いいたします。

記入の際に守ること

- ・ 黒(青)インク又は黒(青)ボールペンなどの消えないインクを使用し、文字は楷書ではっきりと記入してください。
- ・ 数字は、1・2・3……のように算用数字(アラビア数字)を用いて記入してください。
- ・ 調査事項のうち選択項目の頭に数字が印刷してあるものは、該当する数字を○で囲んでください。 例: (1) 男 2 女
- ・記入を誤ったときは2本の横線を引いて消し、上部の余白等を用いて正しく記入してください。 <u>修正液や修正テープを用いたり、紙を貼ったり、削って消したり、塗りつぶしたり等はしないでく</u>ださい。
- ・ 記入後は、診療録(カルテ)等からの転記ミス、記入漏れがないか確認してください。

調査票(紙)の提出方法



- ① 調査票の種類ごとに調査票右肩の患者番号順に並べます。
- ② 各調査票の最後の患者番号を○で囲みます。(ここではnと表しますが、各調査票の最後の患者番号のことを指します。)
- ③ 調査票の種類ごとに束ねます。同種類の調査票で2束以上になるときは、それぞれの束の一番上に紙を封入する等して、「施設番号」及び「〇括りのうち〇括り」とわかるように記入します。(例:「C-001 一般診療所(外来)票 2-2」等)
- ④ 送付票・調査票が破損や散逸しないように封筒や箱等で梱包して、管轄の保健所に提出します。
 - ※保健所への送付にかかる費用を負担する必要はありませんので、提出方法については保健所の指示にしたがってください。

8. 記入要領

各項目の詳細は、29ページ~ 8-3 各項目詳細をご覧ください。

8-1 一般診療所退院票

一般診療所退院票(調査票の色:紫)は、9月中(令和5年9月1日から30日までの1か月間)に退院したすべ ての患者について、患者1人の1回の退院につき1枚作成します。(9月中に休診に入る診療所については、退院 票の作成は必要ありません。⇒詳細 質疑応答 問4

~(参考)調査票を作成する場合の例~

⇒関連 質疑応答問4~20



- 作成する!
- ・令和5年9月1日から30日までの1か月間に退院したことが<u>診療録(カルテ)に記</u> 録されているすべての患者(傷病の診断・治療だけでなく、検査入院、正常分娩、 リハビリ、短期入所療養介護(ショートステイ)等も含む。)
- ・入院した当日に退院した患者
- ・9月中に2回以上退院した患者(それぞれの退院について1枚作成します。)
- ・9月中に、その病床に入院している目的とは別の目的のために転床した患者
- ⇒詳細 質疑応答 問85



- 作成しない!
- ・健康上問題がない新生児(ただし、何らかの疾患を有し、治療が行われた場合 は調査票を作成します。) ⇒詳細 質疑応答 問11
- ・9月中に、その病床に入院している目的と同じ目的のために転床した患者 ⇒詳細 質疑応答 問18

紫色の調査票

作成の対象は、4ページ参照。

統計法に基づく国の 調査票情報の秘密							j	患	- 般	老診		調服	 査 ^{完票}				厚	[生労(動省	政府総	
記入上の注意 ※印欄には、記入しない	いで く:	ジナい							令	和5年	年9月1	日~3	0日			施	健所符号 設番号	7	C-		7
(1) 性 另		1 男	2	女	(2)	出	生	年	月	日	1 🕯	令和	2 平成	3 昭和	4 大:		者番号 明治	年	<u> </u>	月	B
										_											-

施設番号

- ・別紙「調査へのご協力のお願い」に記入された施設番号の数字3桁を転記します。
- ・番号が3桁に満たない場合(1~99)は、001 ~099のように「0(ゼロ)」で埋めます。

(1)性別 (2)出生年月日

- ・いずれかの1つの数字を○で囲みます。
- ・元号の数字を1つ○で囲み、出生年月日を記入します。
- ・出生年月日が明らかでない場合は、推定年齢を「推定 ○歳」と記入します。

患者番号

・記入終了後、1から始まる一連番号を記入 し、最後の番号を〇で囲みます。(例:調査 票が全部で5枚の場合、最後の調査票の患 者番号は「⑤」とします。)

(3)患者の住所

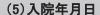
- ・「1 当院と同じ都道府県内」「2 当院とは別の都道府県」のいずれかの数字を○で囲みます。(保険証の住所と実際に住んでいる場所が異なる場合、実際に住んでいる場所を優先します。)
- ・「2」を選択した場合は都道府県名を記入します。
- ・外国人旅行者の場合は、「2」を選び「外国」と記入します。
- ・住所不定または不詳の場合は、「2」を選び「不詳」と記入します。

(3) 患者の住所	 当院と同じ都道府県内 当院とは別の都道府県 → 都道府県
(4) 過 去 の 入 院	1 有 —→ 退院年月日 1 令和 2 平成 年 月 日
の 有 無	2 無
	過去の入院とは、 主傷病(※)に関連した貴院における 入院であって、退院日が「(5)入院年月日」 から遡って過去30日以内の場合に限ります。(退院年が令和及び平成の場合のみ。) (※)主傷病とは、「(7)受療の状況」の「(1)主傷病名」に記載する疾患をいいます。

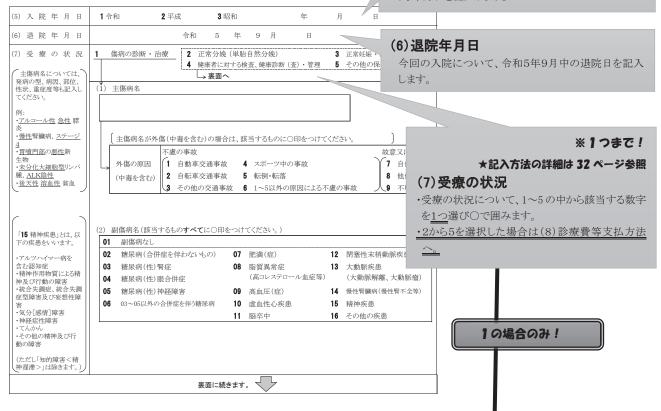
(4) 過去の入院の有無 ⇒関連 質疑応答 27

- ※「(7)受療の状況」で「1 傷病の診断・治療」以外の選択肢を選ぶ場合は、「(4)過去の入院の有無」を「2 無」とします。
- ・今回の入院日(「(5)入院年月日」で回答する日付)から遡って過去30日以内に貴施設への入院があったとき、次の条件①~④をすべて満たす場合に「1有」に○を付け、前回の退院年月日を記入します。
- ① 前回の入院が、今回の入院の主傷病(下記「(7)-(1)主傷病名」で回答する疾患)に関連したものである
- ② 前回の入院も同じ医療施設における入院である
- ③ 前回の退院から30日以内に今回の入院をしている(過去30日の早見表及び「1有」となる例は30ページ)
- ④ 前回の退院年が令和及び平成である
- ・今回の入院日から遡って過去 30 日以内に入院がなかった場合、または入院があっても上記の条件を満たさない場合、「2 無」に○を付けます。

一般 診療所 退院票



・今回の入院年月日について、元号の数字を1つ〇で囲み、年月日を記入します。



※ 1 つまで! ★記入方法の詳細は 34 ページ参照

(7)受療の状況ー(1)主傷病名

・「1 傷病の診断・治療」を選択した場合、主な病態を<u>1つ</u>記入します。

外傷・中毒(アルコール中毒以外) のときだけ!

※ 1 つまで! ★記入方法の詳細は 38 ページ参照

(7)受療の状況-外傷の原因

・「1 傷病の診断・治療」で、主傷病名が外傷(毒物やガス等による中毒を含む)の場合は、その原因に該当する数字を1つ選び○で囲みます。

※複数選択可!

★記入方法の詳細は 39 ページ参照

(7)受療の状況ー(2)副傷病名

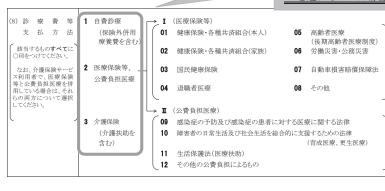
- ・受療の状況が「1 傷病の診断・治療」の場合は、該当する数字を<u>すべて</u>選び○で囲みます。(他院で受療している傷病も、わかる範囲で回答します。)
- ・調査日において、治療や検査を受けていない傷病も含みます。
- ・主傷病名以外の傷病がない場合は、「01 副傷病なし」の数字を○で囲みます。

※複数選択可!

(8)診療費等支払方法

★記入方法の詳細は 40 ページ参照

- ・今回の入院に関する支払方法(「負担区分」及び「I (医療保険等)」「II (公費負担医療)」)について、該当する数字を<u>すべて</u>○で囲みます。
- ・2を選ばなかった場合は(9)へ。



2がある場合のみ! 1.Ⅱに進む!

I (医療保険等)

※1つまで!

- ・負担区分で 2「医療保険等、公費負担医療」を選択したと きだけ回答!
- ・該当する数字を<u>1つ選び</u>〇で囲みます。(「II(公費負担医療)」に該当があり、「I(医療保険等)」の該当がなしの場合は、 〇をつけなくて問題ありません。)



※複数選択可!

Ⅱ(公費負担医療)

- ・負担区分で 2「医療保険等、公費負担医療」を選択したときだけ回答!
- ·09~12 の中から該当する数字を<u>すべて</u>○で囲みます。

(9) 病 床 の 種 別	1 療養病床 (医療保険適用病床) 2 療養病床 (介護保険適用病床)
(10) 入院前の場所	家庭 【 1 当院に通院 2 他の病院・診療所に通院 3 在宅医療(訪問診療・訪問看護)
	他の病院・診療所に入院 [5 地域医療支援病院・特定機能病院 6 その他の病院 7 能
	8 介護医療院に入所 9 介護老人保健施設に入所 11 社会福祉施設に入所 12 その他(新生児・不明等)

★記入方法の詳細は 46 ページ参照

(9)病床の種別

- ・調査日時点で入院していた病床について、該当する数字を 1つ選び○で囲みます。
- ・病床の種類が入院中に変更になった場合は、退院時の病床の種別とします。

★記入方法の詳細は 46 ページ参照

(10)入院前の場所

・入院前の居場所と受療形態について、1~12 の中から該当する数字を1つ選び○で囲みます。(家庭からの通院については、主傷病以外についても含めて判断します。)

★記入方法の詳細は 48 ページ参照

(11)来院時の状況

・入院時の状況について、1~3の中から該当する 数字を<u>1つ</u>選び、○で囲みます。

(11) 来院時の状況	救急の受診
(12) 手術の有無	1 有 → 手術日 1 令和 2 平成 年 月 日 2 無
(13) 転 帰(14) 退院後の行き先	1 治癒 2 軽快 3 不変 4 悪化 5 死亡 b
「(13)転帰」で「 5 死亡」 の場合は記入の必要は ありません。	当院に通院 2 他の病院・診療所に通院 3 在宅医療(訪問診療・訪問看護等) 4 その院・診療所に入院 地域医療支援病院・特定機能病院 6 その他の病院 7 診療所 介護医療院に入所 9 介護老人保健施設に入所 10 介護老人福祉施設に入 12 その他(不明等)

2、3の場合のみ!

貴施設で表示する診療時間内に受診であったかどうか、 どちらか1つ選び、○で囲みます。

★記入方法の詳細は 48 ページ参照

(12)手術の有無

- ・入院中における主傷病名に関する手術の有無について、「1 有 2 無」のどちらか<u>1つ</u>選び、○で囲みませ
- ・「1 有」の場合は手術日を記入します。
- ・(7)受療の状況が「2 正常分娩(単胎自然分娩)」「3 正常妊娠・産じょくの管理」の場合は、「2 無」としま す。

★記入方法の詳細は 49 ページ参照

(13)転帰

・退院の事由について、該当する数字を<u>1つ</u>選び○ で囲みます。

★記入方法の詳細は 49 ページ参照

(14)退院後の行き先

・退院後の居場所と受療形態について、1~12 の中から該当する数字を<u>1つ</u>選び○で囲みます。(家庭からの通院については、主傷病以外についても含めて判断します。)



8-2 一般診療所票

一般診療所票は、<u>調査日(令和5年10月17日(火)、18日(水)、20日(金)のうち、厚生労働省が医療施設ご</u>とに指定した1日)に診療し、診療録(カルテ)に記録したすべての患者について作成します。

作成対象

入院 として調査票を作成する患者

- 10 月の調査日に入院していたことが診療録(カルテ)に記録されているすべての患者(傷病の診断・治療だけでなく、正常分娩、健康診断、リハビリ、短期入所療養介護(ショートステイ)等も含む。)
- 10月の調査日に外来で診療し、そのまま同一傷病で入院した患者
- ()10月の調査日に入院し、その日のうちに退院した患者
- ★ 健康上問題がない新生児については、調査票を作成しません。(ただし、何らかの疾患を有
 - し、治療が行われた場合は調査票を作成します。)⇒詳細 質疑応答 問11

外来 として調査票を作成する患者

- 10月の調査日に外来を受診したことが診療録(カルテ)に記録されているすべての患者(傷病の診断・治療だけでなく、正常分娩、健康診断、予防接種、リハビリ等も含む。)
- ※ 入院中の患者が、調査日に外来を受診した場合は、入院分のみ作成し、外来分は作成しません。

~~(参考)調査票の作成について判断に迷う例~~⇒関連 質疑応答問4~20

- ・ 施設内の介護医療院に入院している患者や訪問看護ステーションの患者は調査対象となるか ⇒質疑応答問6
- ・ 同一外来患者が調査日に2回以上受診した場合(同日再診)⇒質疑応答問19
- ・調査日の夜に急患で来た患者について治療を続け、日付が変わってから入院の手続きをした場合は 入院票の対象となるか→質疑応答問19
- ・ 市町村主催の健康診断を施設が受託している場合、健康診断を受けに来た患者の場合 ⇒質疑応答問13
- ・ 同一外来患者が調査日に独立した診療科2科以上の診療を受けた場合⇒質疑応答問20

黄色の調査票

作成の対象は、4ページ参照。



(1)性別

・いずれかの1つの数字 を○で囲みます。

(2)出生年月日

- ・元号の数字を1つ○で囲み、出生年月日を記入します。
- ・出生年月日が明らかでない場合は、推定年齢を「推定 ○歳」と記入します。

施設番号

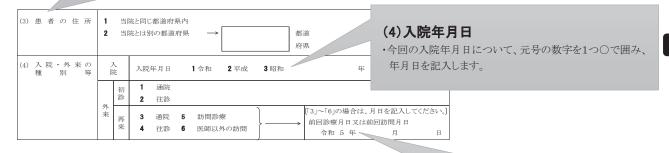
- ・別紙「調査へのご協力のお願い」に記入された施設番号の数字3桁を転記します。
- 番号が3桁に満たない場合(1~99)は、 001~099のように「0(ゼロ)」で埋めます。

患者番号

・記入終了後、1から始まる一連番号を記入し、最後の番号を〇で囲みます。(例:調査票が全部で5枚の場合、最後の調査票の患者番号は「⑤」とします。)

(3) 患者の住所

- ・「1 当院と同じ都道府県内」「2 当院とは別の都道府県」のいずれかの数字を○で囲みます。 (保険証の住所と実際に住んでいる場所が異なる場合、実際に住んでいる場所を優先します。)
- ・「2」を選択した場合は都道府県名を記入します。
- ・外国人旅行者の場合は、「2」を選び枠内に「外国」と記入します。



一般 診療所票

★記入方法の詳細は 31 ページ参照

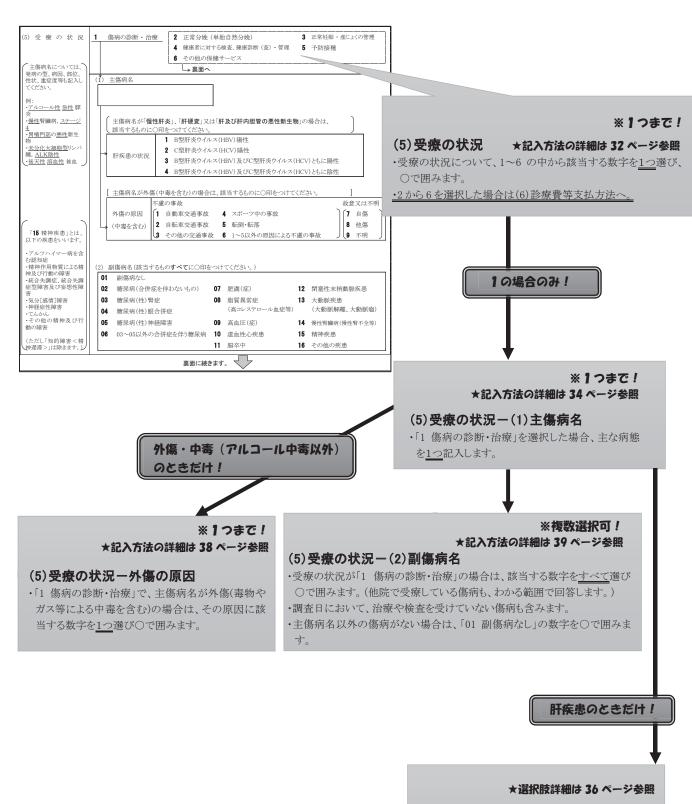
(4)外来の種別等

- ・1~6の中から、該当する数字を1つ選び○で囲みます。
- ・必ずしも、診療報酬請求上の取り扱いとは一致しません。



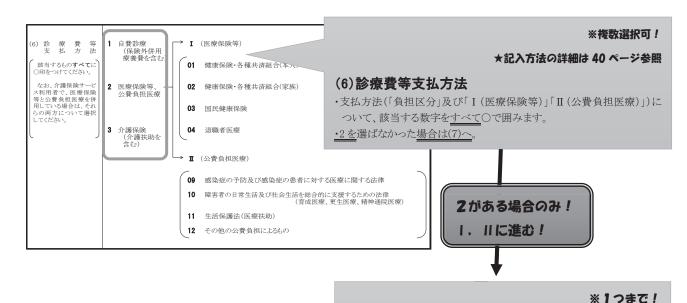
(4) 前回診療月日又は前回訪問月日

・「(4)入院・外来の種別」で再来(3~6)を選択した場合は、 前回診療月日又は前回訪問月日を必ず記入します。



(5)受療の状況- 肝疾患の状況

・主傷病名が肝疾患のとき、1~4の中から該当する数 字を1つ選び○で囲みます。



I(医療保険等)

....

- •負担区分で2「医療保険等、公費負担医療」を選択したときだけ 回答!
- ・該当する数字を1つ選び〇で囲みます。(「I(公費負担医療)」に該当があり、「I(医療保険等)」の該当がなしの場合は、Oをつけなくて問題ありません。)

※複数選択可!

Ⅱ(公費負担医療)

・負担区分で2を選択したときだけ回答!

・09~12 の中から該当する数字を<u>すべて</u>○で囲みます。

(7)紹介の状況 ・入院または受診の際にどこから紹介されたのか、 (7) 紹介の状況 2 一般診療所から 3 歯科診療所から 1~8の中から該当する数字を1つ選び○で囲みます。 4 介護医療院から 5 介護老人保健施設から 6 介護老人福祉施設。 8 紹介なし ★記入方法の詳細は 48 ページ参照 (8) 来院時の状況 救急の受診 1 通常の受診 2 救急車により搬送 3 徒歩や自家用車等による救急の受診 (8)来院時の状況 ・入院の場合は入院時、外来の場合は初診時の状況 (「2」又は「3」の場合は、どちらかに○印をつけてください。) について、1~3の中から該当する数字を1つ選び、 1 診療時間内の受診 2 診療時間外の受診 ○で囲みます。

(8) - 診療時間の内外

・「救急の受診」の場合、貴施設で表示する診療時間内に受診 であったかどうか、どちらか<u>1つ</u>選び、○で囲みます。 2、3の場合のみ!

	(9) 病床の種別	1 療養病床 (医療保険適用病床) 2 療養病床 (介護保険適用病床)	3	一般病床
のみ	(10) 入院の状況 調査日現在の状況 を選択してください。	1 生命の危険は少ないが入院治療を要する 4	検査へ	★選択肢詳細は 46 ページ参照
		2 生命の危険がある 5	その他	(9)病床の種別・調査日時点で入院していた病床について、該当する数
		3 受け入れ条件が整えば退院可能		字を <u>1つ</u> 選び○で囲みます。 ┃ ┃

★選択肢詳細は 51 ページ参照

(10)入院の状況

・調査日現在の入院患者の状況について、該当する数字 を1つ選び○で囲みます。

(「3 受け入れ条件が整えば退院可能」は退院が決まらない患者のための選択肢のため、すでに退院が決まっている患者については、これ以外から選択することになります。)

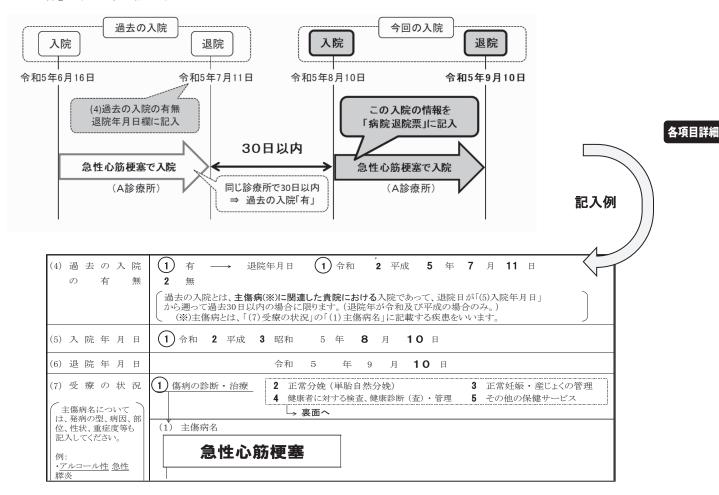
8-3 各項目詳細

過去の入院の有無【一般診療所退院票】

- ・ 今回の退院の際に入院の原因となっていた病態(主傷病※1)と関連し、過去に貴施設に入院したことがあったかどうか、「1 有 2 無」のいずれかの数字を〇で囲みます。
- ・ 次の条件をすべて満たす場合、過去の入院の有無を「1 有」とします。
 - 前回の入院が、今回の入院の主傷病に関連したものである
 - 前回の入院も同じ医療施設における入院である
 - ・ 前回の退院から30日以内(※2)に今回の入院をしている
 - 前回の退院年が令和及び平成である
- ・「1 有」を選んだ場合は、その退院年月日を記入します。
- 転床による再入院は該当しません。一度、院外へ退院してからの再入院が対象となります。
 - ※1 主傷病とは、「(7)受療の状況」の「(1)主傷病名」に記載する疾患をいいます。⇒34ページ
 - ※2「(5)入院年月日」から遡って過去30日以内とは、今回の入院日の前日を起算日(入院日をO、その前日から1と数える)として遡って30日以内に退院日がある場合をいいます。

⇒30ページ< "30 日以内"早見表 >

<「1 有」の例とその記入例>



<"30 日以内"早見表>

今回の入院の 入院日	前回の入院の 退院日	今回の入院の 入院日	前回の入院の 退院日
1 H 2 H 3 H 4 H 5 H 6 H 1 1 H 1 1 1 H 1 1	2 1 3 1 4 1 5 1 1 1 1 1 1 1 1	1 日 2 日 3 日 4 日 5 日 6 日 7 日 8 日 9 月 10 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 日 16 日 17 日 18 日 19 日 20 日 21 日 22 日 23 日 24 日 25 日 26 日 27 日 28 日 29 日 30 日 31 日	1月 30日 31日 1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日
1 日 2 日 3 日 4 日 5 日 6 日 7 日 8 日 9 日 10 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 日 16 日 17 日 18 日 19 日 20 日 21 日 22 日 23 日 24 日 25 日 26 日 27 日 28 日 29 日 30 日 31 日	1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日 24日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日 29日 30日	1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日 29日 30日 31日	1月 31日 1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日 29日 3月 1日

注1) 前回の入院における退院年が、平成元年(1989)以降の場合のみ対象である。

注2) うるう年は、平成4年 (1992), 平成8年 (1996), 平成12年 (2000), 平成16年 (2004), 平成20年 (2008), 平成24年 (2012), 平成28年 (2016), 令和2年 (2020)。

外来の種別【一般診療所票】

・必ずしも、診療報酬請求上の取り扱いとは一致しません。

「外来の種別」の選択肢

初	診	調査日に初めて診療した場合。 以前別の傷病等のために受診したことがあるものの、今回の目的では初めてとなる場合も含む。 今回と同じ傷病等のために以前受診したことがあるが、前回診療月日又は前回訪問月日が令和4年以前の場合も含む。
1 通院		患者が来院し、診療を受けた場合。
2 往診		患家(介護老人保健施設等を含む)の求めに応じて患家に赴いて診療する場合。
再来		・調査日に再診した場合。 ※ 以前診察を受けたものの、今回は別の傷病で診療を受けた場合は、初診へ。 ※ 前回診療月日又は前回訪問月日が令和4年以前の場合は、初診へ。 ・調査日に同一患者が複数回受診したことによって3~6が重複した場合は、最初に診療したものを記入します。 ・3~6を選択した場合は、前回診療月日又は前回訪問月日を必ず記入します。
5 訪問診療 居宅において療養を行っている患者であって、通院が的な医学管理の下に、定期的に医師・歯科医師が訪問 6 医師以外 居宅において療養を行っている患者であって、通院が		患者が来院し、診療を受けた場合。
		患家(介護老人保健施設等を含む)の求めに応じて患家に赴いて診療した場合。
		居宅において療養を行っている患者であって、通院が困難な者に対して、その同意を得て計画 的な医学管理の下に、定期的に医師・歯科医師が訪問して診療を行う場合。
		居宅において療養を行っている患者であって、通院が困難な者に対して、その同意を得て計画的な医学管理の下に、定期的に医師・歯科医師以外の者が訪問して実施される場合。



前回診療月日又は前回訪問月日

- ・ 外来の種別で「3~6」(再来)を選択した場合は、前回の診療又は訪問の月日を記入します。
- 退院後、初めて外来で通院した場合は退院日を記入します。
- ・ 前回診療月日又は前回訪問月日が令和4年以前の場合は初診とし、この欄は空欄として問題ありません。

~~(外来の種別)選択肢に迷う例~~ ⇒関連 質疑応答問22~26

- ・同日に2回受診した場合の ⇒質疑応答問19
- ・数回に分けて行う予防接種について、2回目以降の場合 ⇒質疑応答問23
- ・電話再診の場合の選択肢 ⇒質疑応答問25
- ・検診車は「通院」と「往診」のどちらにあたるか ⇒質疑応答問24

受療の状況【一般診療所票、一般診療所退院票】

「受療の状況」の選択肢

1 傷病の診断・治療	特定の傷病の診断や治療を目的に入院していた場合に選択します。これを選択した場合、
	必ず「(1)主傷病名」(記入する傷病名に応じて「肝疾患の状況」、「外傷の原因」も記入)及
	び、「(2)副傷病名」を記入してください。
	○ 介護家族支援短期入院(レスパイト入院)を含む
	○ 介護療養型医療施設における短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護(シ
	ョートステイ)において、入院中に医療的な処置を行った場合を含む。(介護のみを行った
o - + 1/1/2	場合は、「その他の保健サービス」とします。)
2 正常分娩	分娩のために入院していた場合に選択します。 □ □ □ □ □ □ □ □ □
(単胎自然分娩)	★ ただし、異常及び合併症があり、その診療や処置を行った場合は、「1 傷病の診断・治
	療」を選び、主傷病名等を記入します。
	<例>早産、多胎、骨盤位、会陰裂傷、帝王切開等
	★ 分娩のための入院であっても、分娩せずに退院した場合は、「3 正常妊娠・産じょくの管
11 12 12	理」とします。
│3 正常妊娠・	正常妊娠の管理、分娩後のケア及び検査をした場合に選択します。
産じょくの管理	妊婦健診、自費での産後ケア入院を含みます。
	★ ただし、異常及び合併症があり、その診療を行った場合は、「1 傷病の診断・治療」を選
	び、主傷病名等を記入します。
	<例>多胎妊娠等、分娩後貧血、流産、妊娠中の肺炎、妊娠糖尿病、妊娠高血圧症
	候群、人工妊娠中絶等
4 健康者に対する検査、	健康な者に対する一般的検査・健康診断(査)及び管理のために受診した患者が該当しま
健康診断(査)•管理	す。
	<例>特定健診、特定保健指導、人間ドック、ツベルクリン反応検査、妊娠の確定していな
	い妊娠検査等
	★ ただし、全身倦怠、悪心等、傷病の疑い及び症状があるために検査をした場合は、「1
	傷病の診断・治療」とし、その主傷病名または症状等を記入します。
	★ 産婦の入院に伴って在院している新生児で、沐浴その他の介補や、新生児が一般的に
	受ける健康管理行為を受けても健康上問題がない場合については、調査対象外となりま
	す。
5 予防接種	予防接種 <u>のみ</u> を目的とした外来患者の場合に選択します。
	<例>BCG、麻疹ワクチン、インフルエンザワクチン、新型コロナウイルスワクチン等
	★ ただし、予防接種と同時に他の選択肢に該当する受診(診察や健康診断等)があった場
	合は、他の選択肢を優先します。
6 その他の保健サービス	上記「1~5」以外の患者が該当します。
	<例>血液及び組織提供者(ドナー)、アフターケア(義眼・義手・義足、手術治癒後の形成
	手術)、美容形成、抜釘手術、リハビリ 等
	○ 介護療養型医療施設における短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護(シ
	ョートステイ)において、介護のみを行った場合を含む。(入院中に医療的な処置を行った
	場合は、「1 傷病の診断・治療」とします。)

各項目詳細

「受療の状況」選択肢に迷う例~~ ⇒関連 質疑応答問28~52

- ・同日に2回受診した場合 ⇒質疑応答問19
- ・短期入所療養介護(ショートステイ)の場合 ⇒質疑応答問16
- ・上記の選択肢において、2つ以上該当する場合(診察と予防接種を同日に行った場合等)

⇒質疑応答問29

- ・事前に行われた健康診断の結果を聞きに外来を受診した場合 ⇒質疑応答問30
- ・会陰部切開を伴う普通分娩 ⇒質疑応答問39
- ・複数の傷病名がある場合、何を基準にして主たる傷病名を選ぶべきか ⇒質疑応答問46
- ・当院での入院の主な目的とは別の傷病で転院または死亡退院となった場合、「受療の状況」ではどちらの傷病について回答すべきか。 ⇒質疑応答問48

(1) 主傷病名【一般診療所票、一般診療所退院票】

⇒ 別紙**「患者調査における「主傷病名」「副傷病名」の記入について」**もご参照ください。

- ・傷病が複数ある場合は、医師の判断で最も重いものを1つ記入します。
- ・主傷病が肝疾患(慢性肝炎・肝硬変・肝及び肝内胆管の悪性新生物等)の場合は、「肝疾患の状況」について 該当する数字を1つ選び〇で囲みます。(一般診療所票のみ。一般診療所退院票には「肝疾患の状況」があり ません。)
- ・主傷病が外傷や中毒の場合は、「外傷の原因」について該当する数字を1つ選び○で囲みます。
- ・主傷病名は、厚生労働省において ICD-10 に基づいて詳細に分類(約 15,000 種類)しますので、以下の事項 に注意して記入します。(最大20字程度)
- ・わかる範囲で、できる限り詳細にわかりやすく、受療の目的となった主傷病名を1つ記入します。(最大20字程度)

!できる限り詳細に!

- ・わかる範囲で、発病の型(例:急性・慢性の別、原発性・続発性の別等)、病因(例:病原体名)、部位(例:胃噴門部がん)、性状(例:病理組織型)、重症度(例:ステージ)等も併せて記入してください。
 - ・傷病名ではなく症状を記入することは、控えてください。
 - ・次の傷病名は、可能な限り以下の点に留意して記入します。

糖尿病・・・ 1型、2型、妊娠等を明記

骨折・・・・ 部位を明記。外傷以外の原因による場合は、その原因も明記(例:「骨粗し

ょう症による骨折」等)

悪性新生物・・・原発性、転移性、続発性の明記

肝炎 ・・・急性・慢性、アルコール性・ウイルス性(A型、B型、C型等)の明記

認知症・・・血管性、アルツハイマー型等の明記

【誤読されやすい例】

腎⇔胃 肝⇔肺 腫⇔膵 腹⇔腸 瘤⇔癌

! できる限りわかりやすく!

- ・可能な限り主治医の確認をとった上で、日本語で記入します。
- ・特殊な記号、符号、略号(LC, DM, MS, AMI, AAA等)は、可能な限り使用しないでください。
- ・判読が困難であったり他の傷病名と誤読したりすることのないよう楷書で正確に記入します。

各項目詳細

<傷病名例示>

× 不適切な例		○ 正しい例	記入の際の注意点
胃炎	\rightarrow	<u>急性</u> 出血性胃炎 ① ②	① 発病の型 急性、慢性 等 ② 性状、病因 出血性、アルコール性、萎縮性 等
肝炎	\rightarrow	C型 慢性 肝炎 ① ②	① 病因の型 アルコール性、ウイルス性(A型、B型、C型等)等 ② 発病の型 急性、慢性等
膵炎	\rightarrow	アルコール性 急性 膵炎 ① ②	① 病因の型 アルコール性、胆石性、特発性、薬物性 等 ② 発病の型 急性、慢性 等
		転移性 肝 癌 ① ②	
 癌•腫瘍 	\rightarrow	胃噴門部の悪性新生物 ② ③	① 発病の型 原発性、転移性 等 ② 部位 胃体部、十二指腸 等 ③ 性状 悪性新生物、上皮内癌、良性新生物、未分化大細胞型、ALK陰性 等
		未分化大細胞型 リンパ腫, ALK陰性 ③ ③	不为1g人和IR主、ACN签1c · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
糖尿病	\rightarrow	1型糖尿病性 網膜症 ① ②	① 病因の型 1型、2型、妊娠 等② 合併症 昏睡、腎症、網膜症を伴うもの 等
認知症	\rightarrow	皮質下血管性 認知症	皮質下血管性、多発梗塞性、アルツハイマー型、パーキンソン病 等
高血圧症	\rightarrow	本態性 高血圧	本態性、二次性、腎血管性、妊娠 等
心筋梗塞	\rightarrow	<u>急性</u> <u>下壁</u> 心筋梗塞 ① ②	① 発病の型 急性、再発性、陳旧性 等 ② 部位 下壁、前壁、後壁 等
肺炎	\rightarrow	マイコプラズマ肺炎	細菌性(マイコプラズマ、緑膿菌、連鎖球菌等)、ウイルス性(RS、インフルエンザ) 等
胃潰瘍	\rightarrow	急性 穿孔性胃潰瘍 ① ②	① 発病の型 急性、慢性 等 ② 性状 穿孔性、出血性 等
ヘルニア	\rightarrow	両側性 鼠径 ヘルニア 嵌頓 ① ② ③	① 部位 両側性、一側性 等 ② 部位 鼠径、臍、横隔膜 等 ③ 性状 嵌頓性、閉塞性、壊疽を伴うもの 等
腎炎	\rightarrow	急性 びまん性膜性 糸球体 腎炎 ① ② ③	① 発病の型 急性、慢性、急速進行性 等② 形態学的変化 微小変化群、巣状、びまん性膜性 等③ 部位 糸球体、尿細管間質性 等
腎臓病	\rightarrow	慢性 腎臓病, <u>ステージ4</u> ① ②	① 発病の型 慢性、末期 等 ② 重症度 ステージ1、ステージ2 等
骨折	\rightarrow	(外傷の場合) 上腕骨近位端 骨折	側頭骨、腰椎、大腿骨頚部 等
貧血	\rightarrow	後天性 溶血性 貧血 ① ②	① 発病の型 遺伝性、後天性 等 ② 病因の型 自己免疫性、溶血性、鉄欠乏性 等

歯科の傷病名

歯科の傷病名は**以下のとおりに**記入するか、あてはまらない場合は、できるだけ詳細に傷病名を記入 します。

なお、抜歯については、その理由となった傷病名によります。

- ・ う蝕症 …エナメル質初期う蝕を含みます。
- · 歯根膜炎
- · 歯槽膿瘍、歯根嚢胞
- 歯肉炎
- · 慢性歯周炎
- ・ 歯肉膿瘍、その他の歯周疾患
- · 智歯周囲炎
- ・ じょく瘡性潰瘍、口内炎 等
- ・ 歯の補てつ(冠)
- ・ 歯の欠損補てつ(ブリッジ、有床義歯、インプラント)
- · 歯科矯正

肝疾患の状況【一般診療所票】

受療の状況が「1 傷病の診断・治療」で、主傷病名が「慢性肝炎」、「肝硬変」又は「肝及び肝内胆管の悪性新生物」の場合は、肝疾患の状況について該当する数字を1つ選び〇で囲みます。

(主傷病名が肝疾患でない場合は、○をつけません。)

★ 肝疾患がアルコールを原因とする場合は○をつけません。ただし、「主傷病名」にアルコール性であることを明記します。(例:「アルコール性肝硬変」、「アルコール性肝炎」等)

「肝疾患の状況」の選択肢

1	B型肝炎ウイルス	血液検査で、HBs 抗原または HBV DNA が陽性の場合
	(HBV)陽性	○過去の血液検査の結果が明らかでなくても、肝疾患の原因がB型肝炎ウイルスで
		あるという判断のもと、治療中もしくは治療が行われた場合を含む
2	C型肝炎ウイルス	血液検査で、HCV 抗体または HCV RNA が陽性の場合
	(HCV)陽性	○過去の血液検査の結果が明らかでなくても、肝疾患の原因がC型肝炎ウイルスで
		あるという判断のもと、治療中もしくは治療が行われた場合を含む

3	B型肝炎ウイルス	血液検査で、以下2点の <u>両方が陽性</u> だったことがあり、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウ
	(HBV)及びC型肝炎ウ	イルスの両方に対する治療中もしくは治療が行われた場合
	イルス(HCV)ともに陽	・HBs 抗原または HBV DNA
	性	・HCV 抗体または HCV RNA
		○それぞれのウイルスが陽性であった時期が異なっている場合を含む
4	B型肝炎ウイルス	血液検査で、以下2点が <u>いずれも陰性</u> で、肝疾患の原因は、B型肝炎ウイルス、C型
	(HBV)及びC型肝炎ウ	肝炎ウイルスのいずれでもないと判断される場合
	イルス(HCV)ともに陰	・HBs 抗原または HBV DNA
	性	・HCV 抗体または HCV RNA
		○未検査または検査待ちで肝疾患の状況が不明の場合はここに該当します

外傷の原因【一般診療所票、一般診療所退院票】

<主傷病の例>

- ○骨折、打撲、捻挫、挫傷、創傷、熱傷、外傷性○○(外傷性くも膜下出血等) 等の外傷
 - X ただし、外傷性でない原因によるもの(骨粗しょう症による骨折等)は、「外傷の原因」を回答しなくて結構です。
- ○薬物、気体、有毒動物や食物、殺虫剤や除草剤 等の中毒
 - ★ ただし、飲酒によるアルコール中毒は、「外傷の原因」を回答しなくて結構です。
- 異物の誤嚥、溺水、日射病 等、下記の表にある原因による傷病・症状

「外傷の原因」の選択肢

不慮	1 自動車交通事故	自動車(自動二輪車・原動機付自転車を含む)による衝突、転落または自動車内の火災、中 毒等の事故	
の	2 自転車交通事故	自転車による衝突、転倒または転落等の事故	
事故	3 その他の交通事故	列車、電車、船舶、航空機、ケーブルカー、工業用車輌等による衝突、それらからの転落ま たは車内、船内での転倒等の事故	
HX	4 スポーツ中の事故	スポーツまたはレクリエーション中の事故 (準備中や後片付け中も含む)	
	5 転倒・転落	同一平面上の転倒、高所からの転落、衝突による転倒事故 <例> スリップ、つまずき、転落(階段、木、溝、川、マンホール等)等 <除外>自転車での転倒・転落は「2 自転車交通事故」	
	6 1~5 以外の原因に よる不慮の事故	1~5 以外の原因による場合 ・溺水	
		浴槽内、水泳プール内、自然の水域内(川・湖・海)、貯水池、防火用水槽等、水中での 溺水及び転落 ・窒息	
		ベッド内でのシーツ・枕カバー・枕による窒息、落盤、落下する土砂及びその他の物体による窒息、食物による窒息、冷蔵庫またはその他の空気の限られた空間への不慮の閉じ込めによる窒息やビニール袋による窒息等 ・煙、火、火災	
		落雷による火災、ボイラー・高圧ガスタンクの爆発、花火、ストーブ、いろり、建物・森林火災、ガソリン・灯油等の発火等	
		・有害物質 一酸化炭素、自動車排気ガス、農薬・家庭用ガス、まむし咬傷、蜂刺傷、クラゲ刺傷、毒き のこ等	
		・その他 医薬品の中毒、診療上の事故、気圧・天候・自然災害事故、動物による咬傷・踏まれ・蹴られ、機械・刃器によるもの、異物、落下物、電気、放射線、戦争行為等	
故意	意 7 自傷	自殺目的または発作的自損による場合	
又	は 8 他傷	他害目的のはっきりしている場合	
不明	9 不明	原因不明の場合	

各項目詳細

(2) 副傷病名【一般診療所票、一般診療所退院票】

⇒ 別紙**「患者調査における「主傷病名」「副傷病名」の記入について」**もご参照ください。

受療の状況が「1 傷病の診断・治療」の場合は、できるだけ主治医の確認をとった上で、主傷病名以外に治療や検 査を受けていた傷病について該当する数字を<u>すべて</u>選び、○で囲みます。(「01 副傷病なし」以外は複数回答可)

●どこまでを副傷病名として回答すべきかの判断基準

一般診療所退院票	入院中に主傷病以外に治療や検査を受けていた傷病名
(9月中の退院患者)	をすべて選択
一般診療所票 (10月の調査日の外来患者) (10月の調査日の入院患者)	調査日に貴施設で治療や検査を受けていない傷病も含め、 主傷病以外に罹患している傷病名を、できるだけすべて選択

- ・ 主傷病名以外の傷病がない場合は、「01 副傷病なし」の数字を○で囲みます。
- 「02~15」以外の疾患は、「16 その他の疾患」の数字を○で囲みます。
- 過去に罹患し既に治癒した、あるいは受療の必要のない傷病については除外してください。

((2) 副傷病名(該当するもの すべて に〇印をつけてください。)					
	01	副傷病なし				
	02	糖尿病(合併症を伴わないもの)	07	肥満(症)	12	閉塞性末梢動脈疾患
	03	糖尿病(性)腎症	80	脂質異常症	13	大動脈疾患
	04	糖尿病(性)眼合併症		(高コレステロール血症等)		(大動脈解離、大動脈瘤)
	05	糖尿病(性)神経障害	09	高血圧(症)	14	慢性腎臟病(慢性腎不全等)
	06	03~05以外の合併症を伴う糖尿病	10	虚血性心疾患	15	精神疾患
			11	脳卒中	16	その他の疾患

- 「06 03~05 以外の合併症を伴う糖尿病」

昏睡、ケトアシドーシス、その他の明示された合併症、詳細不明の合併症を伴う糖尿病

- 「08 脂質異常症(高コレステロール血症等)」

低 HDL コレステロール血症を含む

·「07 肥満(症)」~「09 高血圧(症)」

薬剤の使用が原因であるものを除く

•「11 脳卒中」

脳梗塞、脳出血、くも膜下出血を含む 一過性脳虚血発作(TIA)や、外傷性のものを除く

•「12 閉塞性末梢動脈疾患」

末梢動脈の動脈硬化による血流の不全をいう 冠動脈、肺動脈、脳動脈、腸間膜動脈、腎動脈のものを除く

•「15 精神疾患」

以下の傷病を含む

- アルツハイマー病
- ・認知症(血管性及び詳細不明の認知症)
- ・アルコール使用く飲酒>による精神及び行動の障害
- ・その他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
- ・気分[感情]障害(躁うつ病を含む)
- ・神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- ・てんかん
- ・その他の精神及び行動の障害

アルツハイマー病及びてんかん以外の神経系の疾患、知的障害<精神遅滞>は含まない

診療費等支払方法【一般診療所票、一般診療所退院票】

- •一般診療所票 ・・・10 月の調査日当日の支払方法を回答します。
- •一般診療所退院票 ・・・退院時の診療費等支払方法を回答します。
- ・記入例について⇒41ページを参照してください。

負担区分【一般診療所票、一般診療所退院票】

今回の入院に関する支払方法について、1~3のうち該当する数字<u>すべて</u>を○で囲みます。(複数回答可)

1 自費診療 (保険外併用療養費 を含む)	 ○診療費、介護サービス費、健康診断(査)、予防接種等のすべてまたは一部を自費で支払う場合を含む。 ○保険外併用療養費(※)に係る自己負担分を支払う場合を含む。 ※特別の病室の提供(差額ベット)、前歯部の鋳造歯冠修復、予約に基づく診療、診断書の発行等 ○各種健康保険より支払われる出産一時金を含む。 ※医療保険等により支払った際の自己負担(3割等)は含まない。 ※入院の際にかかる病衣レンタル代、テレビカード代、おむつ代は診療費に当たらないため、含まない。
2 医療保険等、 公費負担医療	診療費を医療保険等または公費負担医療で支払う場合 ⇒ 「I (医療保険等)」及び「II (公費負担医療)」から該当するものを選択
3 介護保険 (介護扶助を含む)	介護サービス費を介護保険または生活保護法による介護扶助で支払う場合

│ (医療保険等) ※「負担区分」で「2 医療保険等、公費負担医療」を選択したときだけ回答!

- ·「I (医療保険等)」の 01~08 のうち、該当する数字を1つ○で囲みます。
- ・「Ⅱ(公費負担医療)」に該当があり、「I(医療保険等)」の該当がなしの場合は、○をつけなくて構いません。

01·02 健康保険·各種共済組合 (本人·家族)	全国健康保険協会管掌健康保険・健康保険組合・各種共済組合の被保険者 または被扶養者として支払われるもの 健康保険組合等の特例退職被保険者を含みます
03 国民健康保険	国民健康保険の被保険者として支払われるもの 国民健康保険組合を含む
04 退職者医療	国民健康保険の被保険者であって、退職者医療制度が適用されているもの。 **文健康保険組合等の特例退職被保険者とは異なります。(健康組合等の特例退職被保険者は、退職前に加入していた医療保険を選択してください。)
05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査及び医療の対象とされて いるもの
06 労働災害·公務災害	労働者災害補償保険法・国家公務員災害補償法等の法令に基づいて業務 上、公務上の災害に対して療養補償費が支給されるもの。(療養を給付される 場合を含む。)
07 自動車損害賠償 保障法	自動車の運行によって傷害を受けた場合で、自動車損害賠償保障法に基づく 自動車損害賠償責任保険の保険金により、当該傷害の治療費が支払われるも の
08 その他	Iの「01~07」、IIの「09~12」のいずれにも該当しないもの(船員保険、自衛官本人等)

Ⅱ (公費負担医療) ※「負担区分」で「2 医療保険等、公費負担医療」を選択したときだけ回答!

- ·「Ⅱ(公費負担医療)」の09~12のうち、該当する数字<u>すべて</u>を○で囲みます。
- ·「I(医療保険等)」に該当があり、「II(公費負担医療)」の該当がなしの場合は、○は不要です。

09 感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が適用 されているもの
10 障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法 律(育成医療、更生医療、精神 通院医療)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58条が適用されているもの
11 生活保護法(医療扶助)	生活保護法第 11 条第1項第4号による医療扶助を受けたもの
12 その他の公費負担によるもの	・その他の法律(戦傷病者特別援護法、難病の患者に対する医療等に関する法律等)による公費負担医療 ・市区町村や都道府県で行っている公費負担医療によるもの (例:乳幼児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、前期高齢者の 高齢受給者証等)

- ※ IとⅡは同時に選択可能です。両方に該当する場合は、それぞれ該当する数字を○で囲みます。
- ※ 該当するものが II (公費負担医療)の $\lceil 09 \sim 12 \rfloor$ のみで I (医療保険等)に該当がない場合は、I の $\lceil 08$ その他」には \bigcirc を付けません。
- ※ 業務災害として災害補償保険を申請中等のため一旦全額自費で支払っていたが、調査日時点で別の支払方法の 適用が決定しているものについては、決定している支払方法を回答してください。

(保険証を忘れた場合や、「06 労働災害・公務災害」「07 自動車損害賠償保障法」等で見られる例です。)

~~(診療費等支払方法)選択肢に迷う例~~ ⇒関連 質疑応答問53~65

- ・同日に2回受診した場合→質疑応答問19
- ・事前に行われた健康診断の結果を聞きに外来を受診した場合 ⇒質疑応答問30
- ・入院中に支払方法に変更があった場合 ⇒質疑応答問53
- ・当日の診療について一旦自費等で支払っているが、後に返金の上、別の支払方法への変更となった場合

⇒質疑応答問58

- ・自動車保険の任意保険での支払いの場合 ⇒質疑応答問59
- ・治験の場合 ⇒質疑応答問62
- ・特定疾病療養費や重度障害医療費助成の場合 ⇒質疑応答問63
- ・窓口で患者が支払うお金が0円の場合 ⇒質疑応答問65

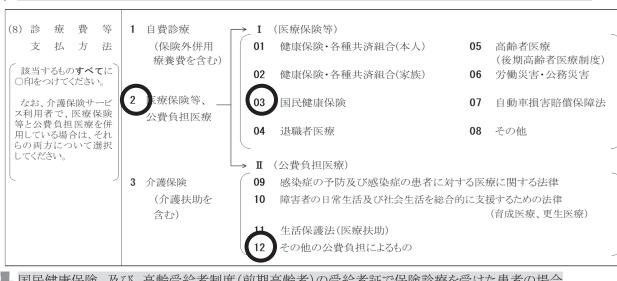
各項目詳細

<記入例(診療費等支払方法)>

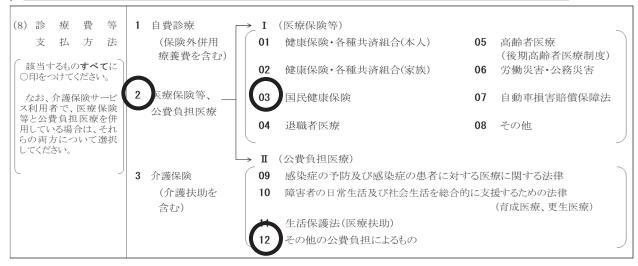
■ 本人の加入する社会保険の保険証で保険診療を受けた患者の場合

(8) 診療 費 等 1 自費診療 (医療保険等) 01 健康保険・各種共済組合(本人) 支 払 方 洪 (保険外併用 05 高齢者医療 療養費を含む) (後期高齢者医療制度) 該当するものすべてに 02 健康保険・各種共済組合(家族) 06 労働災害 · 公務災害 ○印をつけてください。 なお、介護保険サービ 療保険等、 03 国民健康保険 07 自動車損害賠償保障法 ス利用者で、医療保険 公費負担医療 等と公費負担医療を併 04 退職者医療 08 その他 用している場合は、それ らの両方について選択 してください。 ${\rm I\hspace{-.1em}I}$ (公費負担医療) 09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 3 介護保険 (介護扶助を 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療) 含む) 11 生活保護法(医療扶助) 12 その他の公費負担によるもの

▶ 国民健康保険+自治体による心身障害者医療費助成制度の受給者証で保険診療を受けた患者の場合



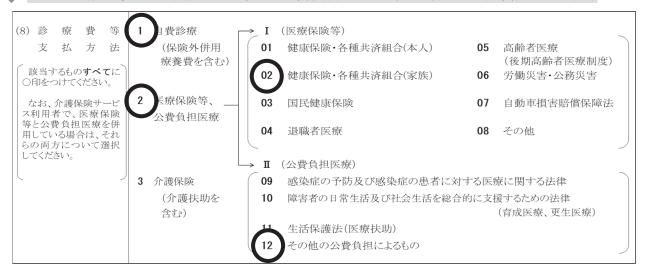
▶ 国民健康保険 及び 高齢受給者制度(前期高齢者)の受給者証で保険診療を受けた患者の場合



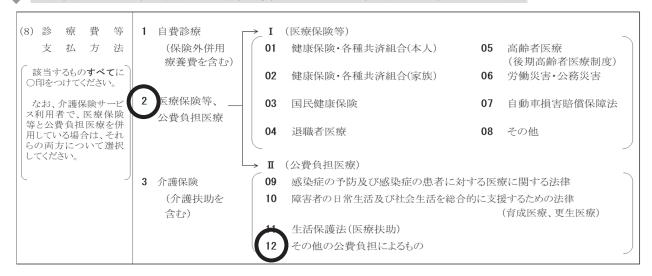
◆ 後期高齢者医療制度の適用を受ける患者が、保険での治療に加えて保険適用外の材料を使用した場合

費 等 1 費診療 (8) 診 療 I (医療保険等) (保険外併用 05 払 方 法 健康保険・各種共済組合(本人) 高齢者医療 療養費を含む) (後期高齢者医療制度) 該当するものすべてに 健康保険・各種共済組合(家族) 06 労働災害 · 公務災害 02 ○印をつけてください 2 医療保険等、 なお、介護保険サービ 国民健康保険 自動車損害賠償保障法 03 07 ス利用者で、医療保険 公費負担医療 等と公費負担医療を併 用している場合は、それ らの両方について選択 その他 04 退職者医療 08 してください。 (公費負担医療) Π 3 介護保険 09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (介護扶助を 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療) **含**tp) 11 生活保護法(医療扶助) 12 その他の公費負担によるもの

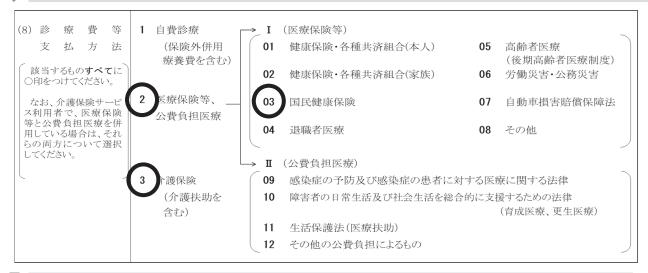
【保険診療(社保家族+自治体による乳幼児医療費助成)に加えて、診断書の発行(自費)を行った場合



→ 予防接種において、自治体からの補助で費用がまかなわれ、患者の窓口負担がない場合

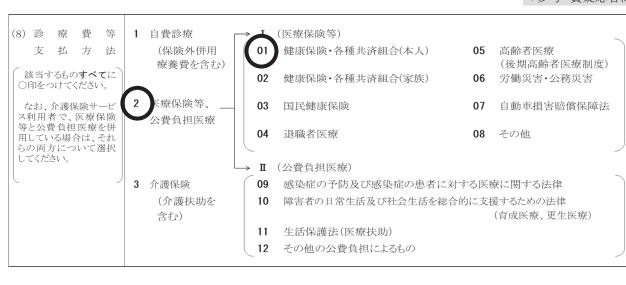


→ 介護保険適用病床に入院する患者に対して、透析や人工呼吸器の装着などの保険診療(国保)が行われた場合



● 透析を行っており、本人が加入している健康保険(社保)において特定疾病療養費制度の適用を受ける患者の場合

⇒参考 質疑応答問63



各項目詳細

病床の種別【一般診療所票(入院のみ)、一般診療所退院票】

⇒関連 質疑応答 問66

「病床の種別」の選択肢

1 療養病床(医療保険適用病床)	医療法第7条第2項第4号に規定する病床で、医療保険が適用される病床
2 療養病床(介護保険適用病床)	医療法第7条第2項第4号に規定する病床で、介護保険が適用される病床
3 一般病床	医療法第7条第2項第5号に規定する病床

入院前の場所【一般診療所退院票】

- ・入院前の居場所と受療形態について、該当する数字を1つ選び〇で囲みます。
- ・家庭からの通院については、主傷病以外についても含めて判断します。

「入院前の場所」の選択肢

家	1 当院に通院	家庭から通院していた場合
庭 2 他の病院・診療所に通院 家庭		家庭から他の病院または診療所に通院していた場合
	3 在宅医療	家庭で往診・訪問診療・訪問看護を受けていた場合
	(訪問診療・訪問看護等)	
	4 その他	・上記「1~3」以外の場合
		○入院前の居場所が家庭であって、通院していなかった者、往診・訪問診
		療・訪問看護を受けていなかった者または不明の者を含む

所に入院院	5 地域医療支援病院· 特定機能病院	他の地域医療支援病院、特定機能病院に入院していた場合
院・診療	6 その他の病院	地域医療支援病院、特定機能病院以外の他の病院に入院していた場合
	7 診療所	診療所に入院していた場合
8 介護医療院に入所		介護医療院に入所していた場合
9 介護老人保健施設に入所		介護老人保健施設に入所していた場合
10 介護老人福祉施設に入所		介護老人福祉施設に入所していた場合
11 社会福祉施設に入所		社会福祉施設(障害福祉施設・児童福祉施設等)に入所していた場合
12 その他(新生児・不明等)		・上記「1~11」以外の場合 ・病院内で出生した新生児(メ 他の病院や診療所に入院していた等、入院 前の居場所のある新生児を除く。)

<参考 施設の種類と対応する選択肢>

施設の種類	選択肢
老人短期入所施設	
老人デイサービスセンター	
老人福祉センター	1~4 家庭(いずれかに○)
小規模多機能型居宅介護	
サービス付き高齢者向け住宅	
介護療養型医療施設	5~7 他の病院・診療所に入院(いずれかに○)
介護医療院	8 介護医療院に入所
介護老人保健施設	9 介護老人保健施設に入所
特別養護老人ホーム	10 介護老人福祉施設に入所
養護老人ホーム	
軽費老人ホーム(A型・B型)	
軽費老人ホーム(ケアハウス)	 11 社会福祉施設に入所
有料老人ホーム	
認知症対応型共同生活介護	
(グループホーム)	

~~(入院前の場所)選択肢に迷う例~~ ⇒関連 質疑応答問70~72

- ・家庭から外来を初めて受診し、そのまま入院となった場合は「1 当院に通院」にあたるか ⇒質疑応答問79
- ・「入院前の場所」「退院後の行き先」は、主傷病についてのみ回答するのか。また、主傷病かどうかによらず 回答した場合、複数の選択肢に該当するのだが、どれを優先すればよいか。

⇒質疑応答問71

・他院からの紹介状を持参した上で入院となった場合はすべて「2 他の病院・診療所に通院」にあたるのか ⇒質疑応答問72

来院時の状況【一般診療所票、一般診療所退院票】

- ・来院時(一般診療所退院票・一般診療所票で入院の場合は<u>入院時</u>、一般診療所票で外来の場合は<u>初診時</u>) の状況について、 $[1\sim3]$ から該当する数字を1つ選び[]で囲みます。
- ・「2」または「3」(救急の受診)の場合は、その救急で受診した診療時間について、「1~2」の該当する数字を1 つ選び○で囲みます。

「来院時の状況」の選択肢

1 ji	通常の受診	通常の受診であった場合 来院時の状況が不明の場合を含む 自施設で生まれた新生児、健康診断や予防接種のために来院した 場合を含む
救	2 救急車により搬送	救急車で搬送され、受診した場合(ドクターカー、ドクターへリも含む)
急の受診	3 徒歩や自家用車等による 救急の受診	徒歩や自家用車等で来院し、救急を受診した場合 救急外来であるかどうかや診療時間の内外によらず、診療時間内で も、待合室で待てないような緊急の状況により順番を変更して対応した 場合を含む

「診療時間」の選択肢

「救急の受診」の場合、どちらかに〇をつけます。

1 診療時間内の受診	貴施設で表示する診療時間内に受診した場合
2 診療時間外の受診	貴施設で表示する診療時間外に受診した場合

~~(来院時の状況)選択肢に迷う例~~ ⇒関連 質疑応答問73

・「来院時の状況」は、いつの時点の状況を記入すべきか。 ⇒質疑応答問73

手術の有無【一般診療所退院票】

- ・ 入院中における主傷病名に関する手術の有無について、「1 有 2 無」のいずれかの数字を○で囲みます。
- ・(7)受療の状況が「2 正常分娩(単胎自然分娩)」「3 正常妊娠・産じょくの管理」の場合は、「2 無」とします。

手術日

- ・「1 有」の場合は手術日を記入します。
- ・ 入院中に主傷病名に関する手術を複数回行った場合は、診療報酬の高い手術の手術日とし、診療報酬が同 じ場合は先に行った手術の手術日とします。

~~(手術の有無)選択肢に迷う例~~ ⇒関連 質疑応答問78~81

- ・今回の入院において、「受療の状況」で回答した主傷病とその他の傷病それぞれ1回ずつ手術を行った場合 ⇒質疑応答問78
- ・「主傷病名」に関して複数回手術した場合 ⇒質疑応答問79
- ・輸血のみが行われた場合 ⇒質疑応答問80

転帰【一般診療所退院票】

退院の事由について、該当する数字を1つ選び○で囲みます。

1 治癒	医師・歯科医師から治癒した旨の診断を受けて退院した場合
2 軽快	治癒には至らないが、入院時より症状が好転し、退院しても支障はないという医
	師・歯科医師の診断によって退院した場合
3 不変	入院時より症状が変わらず、医師・歯科医師の判断によって退院した場合
4 悪化	入院時より症状が悪化し、医師・歯科医師の判断によって退院した場合
5 死亡	死亡による退院の場合(ここを選択した場合、「(14)退院後の場所」を回答する必要はありません。)
6 その他	・上記「1~5」以外の事由により退院した場合
0 (0)	
	○ 医師・歯科医師の許可によらず専ら患者側の都合によって退院した者、正常
	分娩、健康診断受診者、検査入院(加療を伴わないもの)を含む

~~(転帰)選択肢に迷う例~~ ⇒関連 質疑応答問82~84

- ・帝王切開や人工妊娠中絶の場合の選択肢 ⇒質疑応答問83
- ・主傷病で入院していた患者が、それとは異なる傷病の治療のために退院した場合 ⇒質疑応答問84

退院後の行き先【一般診療所退院票】

(13)転帰で「5 死亡」を選択した場合は、記入の必要はありません。

・家庭からの通院については、主傷病以外についても含めて判断します。

「退院後の行き先」の選択肢

家庭	1 当院に通院	家庭から通院する場合
	2 他の病院・診療所に 通院	家庭から他の病院または診療所に通院する場合
	3 在宅医療(訪問診療·訪問看護等)	家庭で往診・訪問診療・訪問看護を受ける場合
	4 その他	・上記「1~3」以外の場合 ・退院後の居場所が家庭であって、通院しない者、往診・訪問診療・ 訪問看護を受けない者または不明の者を含む

入診他 院療の	5 地域医療支援病院· 特定機能病院	他の地域医療支援病院、特定機能病院に入院した場合
所病	6 その他の病院	地域医療支援病院、特定機能病院以外の他の病院に入院した場合
15 P	7 診療所	診療所に入院した場合
8 介護图	医療院に入所	介護医療院に入所した場合
9 介護老人保健施設に入所		介護老人保健施設に入所した場合
10 介護老人福祉施設に入所		介護老人福祉施設に入所した場合
11 社会福祉施設に入所		社会福祉施設(障害福祉施設・児童福祉施設等)に入所した場合
12 その他	也(不明等)	上記「1~11」以外の場合(不明の場合も含む。)

~~(退院後の行き先)選択肢に迷う例~~ ⇒関連 質疑応答問85~86

- ・「入院前の場所」「退院後の行き先」は、主傷病についてのみ回答するのか。また、主傷病かどうかによらず 回答した場合、複数の選択肢に該当するのだが、どれを優先すればよいか。→質疑応答問71
- ・入院の理由とは異なる傷病のため一旦退院手続きを行い、他病床に転床した場合 ⇒質疑応答問85

紹介の状況【一般診療所票】

- ・入院(または外来)の際にどこから紹介されたのか、該当する数字を1つ選び○で囲みます。
- ・入院の場合は今回の入院時の紹介の状況を、外来の場合は初診時の紹介の状況を記入します。
- ⇒関連 質疑応答 問67~69

「紹介の状況」の選択肢

1 病院から	病院の医師・歯科医師の紹介による場合
2 一般診療所から	一般診療所の医師・歯科医師の紹介による場合
3 歯科診療所から	歯科診療所の歯科医師の紹介による場合
4 介護医療院から	介護医療院の医師・歯科医師の紹介による場合
5 介護老人保健施設から	介護老人保健施設の医師・歯科医師の紹介による場合
6 介護老人福祉施設から	介護老人福祉施設の医師・歯科医師の紹介による場合
7 その他から	・上記「1~6」以外の紹介による場合 ・医師・歯科医師以外の紹介及び院内紹介はここに含む
8 紹介なし	紹介がない、または不明の場合

入院の状況【一般診療所票(入院のみ)】

「入院の状況」の選択肢

1 生命の危険は少ないが入院治 療を要する	生命の危険は少ないが入院治療(検査、処置、手術等)を要する場合
2 生命の危険がある	容態の急変が予想できる等差し迫った生命の危険がある重篤な場合
3 受け入れ条件が整えば退院可 能	退院は決まっていないが退院可能な状態にある場合 入院治療の必要がなくなっている状態であるが、何らかの事情により退院できない場合(条件が整う場合の例:他の病院への入院が決まる、入所施設への入所が決まる、家庭において在宅医療の体制が整う場合等)
4 検査入院	・検査のために入院した場合 ・健康な者に対する一般的検査のための入院患者も含む
5 その他	上記「1~4」以外、または不明の場合(調査日の死亡退院を含む)

~~(入院の状況)選択肢に迷う例~~ ⇒関連 質疑応答問74~77

- ・調査日に死亡退院した場合の回答方法 ⇒質疑応答問76
- ・すでに退院が決まっている患者の回答方法 ⇒質疑応答問77

各項目詳細

9. 調査結果

調査結果はご協力いただいた調査票をもとに、地域や患者の属性別等に分類し統計数値として集計し、厚生 労働省ウェブサイト及び政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載します。わが国における医療行政の基礎資料や、 各都道府県で策定する医療計画の基礎資料となっているほか、国民、研究者、報道関係者等に幅広く活用され ております。

なお、前回調査(令和2年)の結果につきましては、以下に掲載しておりますのでご参照ください。

〇 令和2年患者調査の概況

(URL) https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/20/index.html

○ 令和2年患者調査の結果表(全国編報告書・閲覧、都道府県編報告書・閲覧、二次医療圏編報告書・閲覧)

(URL) https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450022&tstat=000001031167

(または) 政府統計の総合窓口(e-Stat) → 統計データを探す → 分野から探す

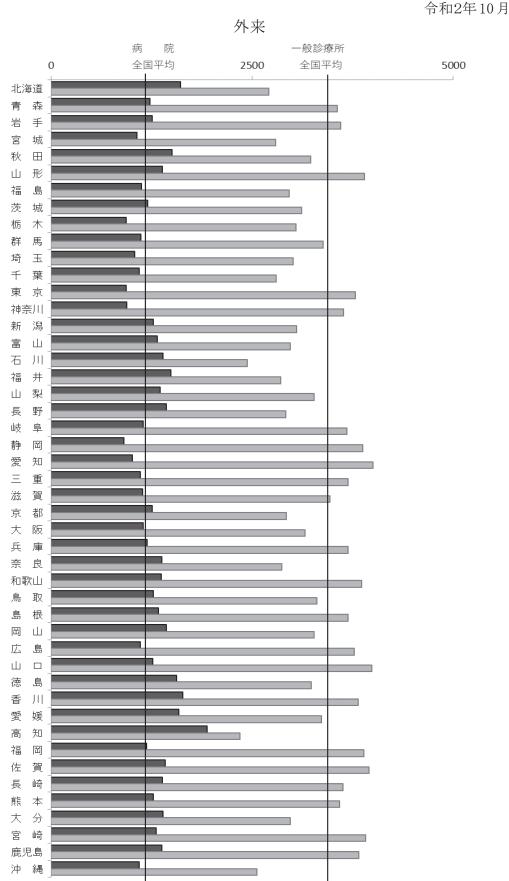
→ 社会保障·衛生 → 患者調査

○ 令和2年患者調査 傷病分類編(傷病別年次推移表)

(URL) https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/10syoubyo/index.html

(参考)令和2年患者調査の主な調査結果

都道府県別(患者住所地)、病院・一般診療所別にみた受療率(人口 10 万対)



10. 患者調查関係法令

(1)統計法に定められた統計調査

国や、地方公共団体が統計調査を実施する場合の基本的な事項を定めた法律として統計法(平成 19 年 法律第 53 号)があり、患者調査は、この統計法の規定による『基幹統計』となっています。

また、患者調査に関する事務は、統計法施行令(平成 20 年政令第 334 号)の中で、法定受託事務と位置付けられています。

【統計法】(抄)

(定義)

第2条

1~3(略)

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

1~2(略

- 3 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が 指定するもの
 - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較 を行う上において特に重要な統計

5(略)

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7~12(略)

(基幹統計の指定)

- 第7条 総務大臣は、第2条第4項第3号の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を しようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなけれ ばならない。
- 2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。

【統計法施行令】(抄)

(地方公共団体が処理する事務)

第4条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第1の第1欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第2欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第3欄に掲げる事務を、市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)が同表の第4欄に掲げる事務を行うこととし、(中略)行うこととする。

2~3(略)

(2)患者調査の実施方法

調査の時期、調査の対象、調査事項など患者調査を実施するための具体的事項は、「患者調査規則」 (昭和28年厚生省令第26号)に定められています。

【患者調査規則】(抄)

(調査の期日)

第4条 患者調査は、3年目ごとの各年の厚生労働大臣の定める期日によつて行う。ただし、厚生労働大 臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の患者調査を行うことができる。

(調查客体)

第5条 患者調査は、厚生労働大臣が指定する医療施設における患者について行う。

(3)報告義務及び守秘義務

患者調査は、医療施設を利用する患者の傷病の状況等、患者の実態を明らかにすることを目的として実施されています。また、調査票に記載された事項を統計目的以外に用いること、調査で知り得た事項や調査票の記入内容を他に漏らすことを統計法では禁じており、厳しい罰則も定められています。

【統計法】(抄)

(報告義務)

- 第 13 条 行政機関の長は、(中略)基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項 について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。
- 2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3(略)

(調査票情報等の利用制限)

第 40 条 行政機関の長、指定地方公共団体の長(中略)は、この法律(中略)に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2~3 (略)

(守秘義務)

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の 秘密を漏らしてはならない。

 $1\sim 4$ (略)

5 地方公共団体が第16条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合に おいて、基幹統計調査に係る調査票情報、(中略)の取扱いに従事する当該地方公共団体の職 員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

6 (略)

(罰則)

- 第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - 1 (略)
 - 2 第 41 条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏ら した者
 - 3 (略)
- 2 (略)
- 第59条第41条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正 な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 2 (略)
- 第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - 1 第 13 条に規定する基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者
 - 2 基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者
- 第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
 - 1 第 13 条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体(法人その他の団体にあっては、その役職員又は構成員として当該行為をした者) 2~3 (略)

【患者調査規則】(抄)

(報告の義務)

第9条 第5条の規定により指定された医療施設の管理者は、第6条第1項各号に掲げる事項について、調査票に記入し、都道府県知事の定める期限までにその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

11. 質疑応答

目 次

11. 質疑/	芯答	62
調査日		62
問 1.	調査日とは、その日の午前0時からいつまでか。	62
問 2.	10月の調査日が休診の医療施設は、どのような対応をとるべきか。調査日を変更して調査する	3
	のか。	62
調査票		62
問 3.	医療施設で調査票作成する際に欄外に患者のID番号や患者名を記入してもよいか。	62
調査対象		62
問 4.	9月の途中、または10月に入ってから10月の調査日までの間に休診する施設について、退降	完
	票は作成すべきか。	62
問 5.	施設が移転するため、9月中に一旦すべての患者を退院させて、移転先の施設へ移動させる場	易
	合、退院票は作成すべきか。	62
問 6.	9月中に同施設内の介護医療院に移った患者については、退院票の作成対象となるか。また、	9
	月中に介護医療院を退院した患者及び10月の調査日当日に介護医療院に入院していた患	旨
	は、調査票の作成対象か。	62
問 7.	同じ施設が何度も調査対象になるのはなぜか。	62
問 8.	調査日に外泊している入院患者は調査の対象か。	63
問 9.	調査日の午後11時に急患で来た患者が、そのまま治療を続け、翌日に入院の手続きをした場	易
	合は調査対象か。	63
問 10.	病院や一般診療所の歯科患者は調査対象か。	63
問 11.	新生児は調査対象か。	63
問 12.	病院入院(奇数)票や一般診療所票(入院分)は、調査日に新しく入院した患者のみ調査をすれ	ı
	ばよいか。	63
問 13.	市町村主催の健康診断を施設が受託している場合、健康診断を受けに来た患者は調査対象の	٢
	なるか。	63
問 14.	特別養護老人ホーム内の医務室について、10月の調査日に医師が来る日ではなかった等の理	里
	由で診療を行わなかった場合はどのように対応すればよいか。また、調査日に診療を行うが、言	彡
	療録(カルテ)を医務室内で管理しておらず、医師の派遣元の医療施設にて診療録を作っている	5
	場合は、調査票を作成すべきか。	63
問 15.	特別養護老人ホーム内の医務室を受診した患者について、「外来の種別」はどれに該当するか	١,
		64
問 16.	介護療養型医療施設において短期入所療養介護(ショートステイ)で入院している患者は、調査	Ē
	票を作成すべきか。作成する場合は、「受療の状況」はどれに該当するか。	64
問 17.	介護療養型医療施設において短期入所療養介護(ショートステイ)で入院している患者について	
	1か月のうちに何度も入退院を繰り返す場合があるが、退院票はその都度作成すべきか。	64
問 18.	ある主傷病のために内科に入院していた患者が、同傷病の手術のために外科へ転床したが、過	<u>艮</u>

	院票を作成すべきか。事務手続き上は内科の退院手続きを取っている。	.64
問 19.	患者が同じ日に2回受診(同日再診)した場合、調査票は別々に作るべきか。「外来の種別」	•
	「受療の状況(歯科診療所票は「傷病名」)」、「診療費等支払方法」は、どのように回答すべきか	0
		.64
問 20.	同一の外来患者が同施設内で独立した診療科を2科以上の診療を受けた場合、調査票は別々	ζ
	に作成すべきか。もし同じ調査票に記入する場合、「受療の状況(歯科診療所票は「傷病名」)	J
	「診療費等支払方法」はどのように回答すべきか。	.64
提出方法		65
問 21.	同一の施設で、複数の提出方法(電子調査票(オンライン)、電子調査票(CD-R 等)、調査票(紙	
	から2つ以上)を併用して提出してもよいか。	.65
調査項目		65
	[別】	
問 22.	調査日に治療を受けた傷病とは別の傷病で過去に施設を訪れていた場合、「初診」、「再来」のと	
	ちらに該当するか。	.65
問 23.	予防接種は、「初診」、「再来」のどちらに該当するか。	.65
問 24.	検診車は「通院」、「往診」のどちらに該当するか。	.65
問 25.	電話再診の場合、「3 通院」、「4 往診」のどちらに該当するか。	.65
問 26.	(病院、一般診療所)調査日の午前中に医師が訪問診療を行い、午後には看護師が訪問を	2
	行った場合、「外来の種別」は「5 訪問診療」、「6 医師以外の訪問」のどちらに該当するか。	
【過去のみ	、院の有無】	65
問 27.	退院手続きをとって転床をした場合、「過去の入院の有無」の30日以内の再入院に該当するか	
		65
【受療の物	· 记】	66
問 28.	- 健康診断を受けた患者に異常が見つかり、そのまま治療を受けた場合、「受療の状況」は「1傷	
	病の診断・治療」、「4 健康者に対する検査、健康診断(査)・管理」のどちらに該当するか。(歯	Ī
	科診療所票の場合、「傷病名」は「16 検査・健康診断(査)及びその他の保健医療サービス」	
	「01~15(治療を受けた傷病名)」のどちらに該当するか。)また、「診療費等支払方法」について	
	健康診断にかかった分と治療にかかった分を別々に支払うケースと、治療にかかった分も健康	ŧ
	診断の診療費の一部として支払うケースとがあるが、どのように回答すべきか。	.66
問 29.	調査日当日に診察と予防接種の両方を行った、または健康診断と予防接種の両方を行った等で	
	「受療の状況」が2つ以上該当する場合はどれを選べばよいか。また、そのときの「診療費等支	Z
	払方法」はどのように回答すべきか。	
問 30.	別日に行われた健康診断の結果を聞きに外来を受診した場合、「受療の状況」及び「診療費等支	
1.4	払方法」はどのように回答すべきか。	-
問 31.	ある症状のために検査入院をした患者について、検査の結果、異常がなかった。この場合の「主	
1-3	傷病名」はどのように回答すべきか。	
問 32.	外傷の治療は終わったが、その後のリハビリテーションに通っている患者の場合、「受療の状況	
H] 02.	はどれに該当するか。	_
問 33.	半年前に骨折の為に入院し、今回は当時埋めたボルトを抜く手術の為に入院している患者の場	
,-,, oo.	合、「受療の状況」はどれに該当するか。	-
問 34.	セカンドオピニオンの場合、「受療の状況」はどれに該当するか。	
問 35.	治験のみを行った場合、「受療の状況」をどのように回答すべきか。	

問 36.	不妊治療の場合、「受療の状況」をどのように回答すべきか。	67
問 37.	吸引分娩を行った場合、「受療の状況」はどのように回答すべきか。	67
問 38.	帝王切開の場合、どのように回答するのか。	67
問 39.	会陰部切開を伴う分娩の場合、「受療の状況」はどのように回答すべきか。	67
問 40.	出産した人が退院する場合、「2 正常分娩(単胎自然分娩)」、「3 正常妊娠・産じょくの管理」の	D
	どちらに該当するか。	67
問 41.	別紙「患者調査における「主傷病名」「副傷病名」の記入について」に記載されている<傷病名例	列
	示>以外のものについても傷病名はできるだけ詳しく記入すべきか。	67
問 42.	病名が「不明」、もしくは「~の疑い」といった場合、「主傷病名」はどのように記入するのか。	68
問 43.	骨粗鬆症による病的骨折の場合、「主傷病名」にはどのように記入するのか。	68
問 44.	「主傷病名」をPTSDなどの一般的な略語で記入してよいか。	68
問 45.	「主傷病名」をICDコードで記入してよいか。	68
問 46.	複数の傷病名がある場合、何を基準にして主傷病名を選ぶべきか。診療報酬の高い傷病名を言	È
	傷病名としてよいか。	68
問 47.	傷病Aで通院していた患者が、調査日に異なる傷病Bで診療を受けた場合、「主傷病名」はどち	6
	を記入するのか。	68
問 48.	当院での入院の主な目的とは別の傷病で転院となった場合、「受療の状況」では転院の原因とな	ご
	った傷病について回答すべきか。(例:統合失調症の治療のために入院していた患者が、悪性腫	重
	瘍で他の病院に転院することになった場合等)	68
問 49.	主たる傷病ではない病気で死亡した場合、傷病名には、死亡の原因となった傷病名を記入すぐ	্
	きか。	68
問 50.	退院患者について、入院後、入院の理由となった傷病名とは異なる傷病名によって転床し、その	D
	後退院した場合、どの時点の傷病名を記入すべきか。	68
問 51.	「副傷病名」の「15 精神疾患」に、脳性麻痺、パーキンソン病、睡眠障害などの神経系の疾患に	よ
	含まれるか。	69
問 52.	「副傷病名」の「15 精神疾患」に含まないとする「知的障害<精神遅滞>」の場合は、どのよう	Ξ
	回答すべきか。	69
【診療費等	ę支払方法】	69
問 53.	支払方法に変更があった場合は、どのように回答すべきか。	69
問 54.	国民健康保険の加入者で、市の公費負担医療を受けている場合、「診療費等支払方法」はど	う
	記入すべきか。	69
問 55.	医療保険と介護保険の併用となるのはどのような場合か。	69
問 56.	インフルエンザの予防接種など市区町村の条例に基づく助成が行われており、自費診療がある	る
	場合、どれに該当するか。	70
問 57.	交通事故の治療費について、医療保険を使って支払われたが、自動車損害賠償責任保険が全	}
	後下りる場合、「診療費等支払方法」はどう記入すべきか。	70
問 58.	調査日の診療について、一旦自費や健康保険等で支払っているが、後に返金の上、別の支払フ	与
	法に変更となった場合、「診療費等支払方法」はどちらで回答すべきか。	70
問 59.	自動車事故の任意保険で支払った場合、どれに該当するか。	70
問 60.	健康保険の特例退職被保険者の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。	70
問 61.	高齢受給者制度の適用を受ける患者は、どのように回答すべきか。	70
問 62.	医療施設で治験を行い、対象患者の医療費は製薬会社が支払っているが、この場合の「診療費	貴

	等支払方法」はどれに該当するか。	70
問 63.	透析を主に行っている患者の診療費等支払方法について、特定疾病療養費や重度障害医療	費
	助成(法別番号80)はどのように回答すべきか。	70
問 64.	2つの傷病を有する外来患者について、一方の支払いは労働災害、もう一方の傷病は他の支	払
	方法で支払い、診療録(カルテ)が2枚ある。調査票は診療録1枚ずつ作成すべきか。	71
問 65.	窓口で患者が支払うお金が0円の場合はどのように回答すべきか。	71
【病床の種	重別】	71
問 66.	退院票において9月中に転床があった場合、「病床の種別」はいつの時点のものを回答すべきが	か。
	また、入院票において調査日当日に転床した場合は、どちらを回答すべきか。	71
【紹介の物	犬況】	71
問 67.	「紹介の状況」は、いつの時点の状況を回答すべきか。	71
問 68.	他の施設から口頭での紹介を受けてきた患者や、友人からこの病院を紹介された、といったケ	_
	スは「紹介あり」に該当するか。	71
問 69.	同じ傷病で入退院を繰り返している患者がおり、最初の入院時だけ紹介があったが、2回目以	、降
	は紹介ありになるのか。	71
【入院前の	D場所】	
問 70.	家庭から外来初診で受診し、そのまま入院した退院患者の「入院前の場所」は、「1 当院に	通
	院」、「4 その他」のどちらに該当するか。	71
問 71.	「入院前の場所」「退院後の行き先」は、主傷病についてのみ回答するのか。また、主傷病にか	か
	わらず回答した場合、1~4のうち複数の選択肢に該当する。どのように回答すべきか。(家庭	か
	ら別々の傷病で複数の医療施設に通院した場合、同じ傷病で複数の医療施設に通院した場	合
	等)	71
問 72.	他院からの紹介状を持参した上で入院となった場合、「入院前の場所」は、「1 当院に通院」	ع ر
	「2 他の病院・診療所に通院」のどちらに該当するか。	72
【来院時の	D状況】	72
問 73.	「来院時の状況」は、いつの時点の状況を記入すべきか。	72
【入院のお	犬況】	72
問 74.	正常分娩の母親は、どれに該当するか。	72
問 75.	「3 受け入れ条件が整えば退院可能」とは、どの程度の条件が整った場合か。	72
問 76.	調査日に死亡退院した場合、どれに該当するか。(病院入院(奇数)票、一般診療所票)	72
問 77.	すでに退院が決まっている患者の「入院の状況」は、どれを選択すればよいか。	72
【手術の有	頁無】	72
問 78.	今回の入院において、「受療の状況」で回答した主傷病と、その他の傷病それぞれ1回ずつ手	·祈
	を行った場合、どちらの手術日を記入すべきか。	72
問 79.	1回の入院で「主傷病名」に関して複数回手術した場合、手術日はどのように回答すべきか	·。72
問 80.	輸血のみが行われた場合は、どのように回答すべきか。	73
問 81.	手術については、外科、内科にかかわらず記入すべきか。	
【転帰】		
問 82.	入院患者の症状に変化がみられず、他の施設に転院した場合、退院票の「転帰」は、どれに該	当
	するか。	73
問 83.	分娩や人工妊娠中絶での入院だった場合、退院票の「転帰」はどれに該当するか。	
問 84.	主傷病で入院していた患者が、それとは異なる傷病の治療のために退院した場合、退院票	_ග

	「転帰」はどれに該当するか。	73
【退院後の	行き先】	73
問 85.	入院の理由となった傷病とは異なる傷病によって一般病床から退院手続きをし、院内の)療養病
	床へ転床した場合、どれに該当するか。	73
問 86.	「退院後の行き先」がグループホームや有料老人ホームの場合はどれに該当するか。	,73
その他		73
【個人情報	保護】	73
問 87.	診療録(カルテ)に記載された情報を患者の同意なしに調査へ回答するのは、「個人情報	最の保護
	に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)に違反するのではないか。	73

調査日

- 問1. 調査日とは、その日の午前0時からいつまでか。
- (答) 調査日とは、その日の午前0時から当日の24時までです。
 - 問2. 10月の調査日が休診の医療施設は、どのような対応をとるべきか。調査日を変更して調査するのか。
- (答) 調査日は変更しません。休診である旨を保健所に報告してください。なお、休診であっても救急の外来 患者があった場合は、その患者について外来票(病院外来(奇数)票、病院(偶数)票、一般診療所票)を作 成します。

また、入院票(病院入院(奇数)票、病院(偶数)票、一般診療所票)については調査日時点で入院している全ての患者、退院票(病院退院票、一般診療所退院票)については9月中に退院した全ての患者について作成します。

調査票

- 問3. 医療施設で調査票作成する際に欄外に患者のID番号や患者名を記入してもよいか。
- (答) メモとして記入しても差し支えありませんが、調査票を提出する際には患者が特定されないような措置をお願いします。

(例:鉛筆で書いて消しゴムで消す、塗りつぶす等)

調查対象

- 問4. 9月の途中、または10月に入ってから10月の調査日までの間に休診する施設について、退院票は 作成すべきか。
- (答) 退院票は9月1日~9月30日の1か月間の状況を調査するため、<u>月の途中で休診に入った場合は退院票の作成対象外</u>になります。また、10月に入ってから10月の調査日までの間に休診する場合、9月中の退院患者分の退院票を作成します。
 - 問5. 施設が移転するため、9月中に一旦すべての患者を退院させて、移転先の施設へ移動させる場合、 退院票は作成すべきか。
- (答) 事実上の退院ではないため、退院票は作成しません。 ただし、移転先に移動せずに退院する患者については、退院票を作成します。
 - 問6. 9月中に同施設内の介護医療院に移った患者については、退院票の作成対象となるか。また、9月中に介護医療院を退院した患者及び10月の調査日当日に介護医療院に入院していた患者は、調査票の作成対象か。
- (答) 9月中に介護医療院に移った患者については、同施設内であっても退院票を作成します。 また、介護医療院は医療施設ではなく介護保険施設であり、患者調査の対象の範囲ではありません。 したがって、退院票や入院票の作成対象とはなりません。
 - 問7. 同じ施設が何度も調査対象になるのはなぜか。
- (答) 調査対象は、全国の医療施設を地域や施設の種類ごとにグループに分けたうえで、各グループの中か

ら定められた数を無作為に抽出しています。グループ内における医療施設によって調査対象となる回数に基本的には差異はなく、連続して調査対象となってしまう場合があります。

また、500 床以上の病院は悉皆調査のため、毎回調査対象となります。

患者調査は、医療施設を利用する患者についてその傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的とした極めて重要な調査です。施設管理者の皆様に調査の重要性をご理解いただき、ご協力をいただくよう依頼をお願いします。

[グループの分け方]

- ・病 院 … 二次医療圏、病院の種類、病床規模
- •一般診療所 … 都道府県、主たる診療科目、病床の有無
- •歯科診療所 … 都道府県

問8. 調査日に外泊している入院患者は調査の対象か。

- (答) 調査日に外泊をしていても、調査日に入院していることに変わりありませんので、調査票を作成します。
- 問9. 調査日の午後11時に急患で来た患者が、そのまま治療を続け、翌日に入院の手続きをした場合は 調査対象か。
- (答) 調査日に来院してそのまま入院した場合は、入院患者として調査票を作成します。

問10. 病院や一般診療所の歯科患者は調査対象か。

(答) 診療科目にかかわらず調査の対象となりますので、該当する調査票に記入します。

問11. 新生児は調査対象か。

(答) 産婦の入院に伴って入院していて、新生児が誰でも受ける健康管理行為、健康診断等を受け、<u>健康</u> 上問題が無い新生児は調査の対象外となります。

ただし、何らかの疾患を有し、治療が行われた場合は調査の対象となりますので、入院票を作成します。 退院票についても同様の取り扱いとなります。

- 問12. 病院入院(奇数)票や一般診療所票(入院分)は、調査日に新しく入院した患者のみ調査をすればよいか。
- (答) 調査日に新しく入院した患者のみではなく、調査日現在に入院していることが診療録(カルテ)に記録されているすべての患者が対象となります。
 - 問13. 市町村主催の健康診断を施設が受託している場合、健康診断を受けに来た患者は調査対象となるか。
- (答) 診療録(カルテ)を作成している場合は調査票を作成します。また、「受療の状況」は、「4 健康者に対する検査、健康診断(査)・管理」に○を付けます。
 - 問14. 特別養護老人ホーム内の医務室について、10月の調査日に医師が来る日ではなかった等の理由で診療を行わなかった場合はどのように対応すればよいか。また、調査日に診療を行うが、診療録(カルテ)を医務室内で管理しておらず、医師の派遣元の医療施設にて診療録を作っている場合は、調査票を作成すべきか。
- (答) 特別養護老人ホーム内の医務室で調査日に診療を行わなかった場合は、患者0人として保健所へ報告し、施設名簿の「廃止等の状況」を施設の状況に合わせて「3 休診」や「4 患者なし」としていただいて

結構です。

また、医務室内で診療録の管理を行っておらず、医師の派遣元の医療施設にて診療録を作っている場合は、調査票を作成する必要はありません。同様に、「3 休診」または「4 患者なし」として扱います。

- 問15. 特別養護老人ホーム内の医務室を受診した患者について、「外来の種別」はどれに該当するか。
- (答) 特別養護老人ホーム内の診療所で診療行為を行った場合は外来の通院とします。また、ベッドまで 出向いて診療行為を行った場合は、外来の往診か訪問診療に該当します。
- 問16. 介護療養型医療施設において短期入所療養介護(ショートステイ)で入院している患者は、調査票を作成すべきか。作成する場合は、「受療の状況」はどれに該当するか。
- (答) 診療録(カルテ)が作成された場合には、調査票を作成します。また「受療の状況」については、特定の 傷病がある場合は「1 傷病の診断・治療」に○を付け、受療の原因となった傷病名を記入しますが、特 に傷病がない場合は「その他の保健サービス」に該当します。
- 問17. 介護療養型医療施設において短期入所療養介護(ショートステイ)で入院している患者について、 1 か月のうちに何度も入退院を繰り返す場合があるが、退院票はその都度作成すべきか。
- (答) 施設で「退院」の扱いとしている場合は、退院の都度調査票を作成します。
- 問18. ある主傷病のために内科に入院していた患者が、同傷病の手術のために外科へ転床したが、退 院票を作成すべきか。事務手続き上は内科の退院手続きを取っている。
- (答) 同一の傷病により転床した場合は、退院票を作成しません。ただし、別の傷病によって外科へ再入院 した場合は、退院票を作成します。 (転床関連⇒ 問 27、問 50、問 66、問 85 参照)
- 問19. 患者が同じ日に2回受診(同日再診)した場合、調査票は別々に作るべきか。「外来の種別」、「受療の状況(歯科診療所票は「傷病名」)」、「診療費等支払方法」は、どのように回答すべきか。
- (答) 同一のカルテに記録されている限り、作成する調査票は1枚とします。
 - ●「外来の種別」(一般診療所票では「入院・外来の種別等」)では、初診を優先して回答してください。2回とも再来であれば、再来の中で最初の受診について回答してください。
 - ●「受療の状況」または「傷病名」では、2回の受診について、
 - ・受診理由が同一の場合、その受診理由を回答します。
 - ・受診理由が別々の場合、医師の判断により、より重い方を回答してください。
 - ●「診療費等支払方法」では、受診理由が同一・別々のどちらの場合も、2回の受診で使用した支払方法の全てに○をつけてください。

また、2回の受診について別々のカルテに記録した場合は、調査票を2枚作成します。それぞれについての「受療の状況」または「傷病名」及び「診療費等支払方法」を回答ください。

- 問20. 同一の外来患者が同施設内で独立した診療科を2科以上の診療を受けた場合、調査票は別々に作成すべきか。もし同じ調査票に記入する場合、「受療の状況(歯科診療所票は「傷病名」)」「診療費等支払方法」はどのように回答すべきか。
- (答) 複数科を受療した場合、診療録(カルテ)の作成方法と傷病の状況により、下記のとおり調査票を作成します。
 - ●別々の診療録(カルテ)を作成している場合
 - ・基本的にそれぞれ別の調査票を作成します。

11

- ・ただし、同じ傷病について複数科を受診した場合は、調査票の作成は1枚です。
- ●同じ診療録(カルテ)に記録している場合
 - ・調査票の作成は1枚です。
 - ・「受療の状況」は、医師の判断により最も重い傷病を1つについて記入します。
 - ・「診療費等支払方法」は、使用した支払方法をすべて回答します。

提出方法

- 問21. 同一の施設で、複数の提出方法(電子調査票(オンライン)、電子調査票(CD-R等)、調査票(紙) から2つ以上)を併用して提出してもよいか。
- (答) 同一施設からの提出方法は、同一患者の重複提出を避けるため、可能な限りすべての調査票を<u>いず</u>れか1つの方法で提出するようお願いいたします。

やむを得ず複数の提出方法を併用する場合も、<u>1種類の調査票内で複数の提出方法は混在させないで</u>ください。

例1:病院外来(奇数)票を、電子調査票(オンライン)と紙で提出する → 不可 病院入院(奇数)票を電子調査票(オンライン)で、病院外来(奇数)票を紙で提出する → 可

例2:一般診療所票を、電子調査票(オンライン)と紙で提出する → 不可

一般診療所票を電子調査票(オンライン)で、一般診療所退院票を紙で提出する → 可

調査項目

【外来の種別】

- 問22. 調査日に治療を受けた傷病とは別の傷病で過去に施設を訪れていた場合、「初診」、「再来」のど ちらに該当するか。
- (答)「初診」に該当します。(普段と異なる傷病での受診関連⇒ 問47参照)
- 問23. 予防接種は、「初診」、「再来」のどちらに該当するか。
- (答) 初診(「1 通院」または「2 往診)と」しますが、数回に分けて行う予防接種で2回目以降の接種は「再来」に該当します。
 - 問24. 検診車は「通院」、「往診」のどちらに該当するか。
- (答) 外来の「往診」に該当します。
- 問25. 電話再診の場合、「3 通院」、「4 往診」のどちらに該当するか。
- (答)「3 通院」に該当します。
- 問26. (病院、一般診療所)調査日の午前中に医師が訪問診療を行い、午後には看護師が訪問した場合、「外来の種別」は「5 訪問診療」、「6 医師以外の訪問」のどちらに該当するか。
- (答) 調査日に同一患者について通院、往診、訪問診療、医師以外の訪問が重複した場合は、最初に診療等を行ったものを選択します。本問の場合は「5 訪問診療」に該当します。

【過去の入院の有無】

- 問27. 退院手続きをとって転床をした場合、「過去の入院の有無」の30日以内の再入院に該当するか。
- (答) 転床による再入院は該当しません。一度院外へ退院してから30日以内の早期再入院の場合が該当し

ます。(転床関連⇒ 問18、問50、問66、問85参照)

【受療の状況】

問28. 健康診断を受けた患者に異常が見つかり、そのまま治療を受けた場合、「受療の状況」は「1 傷病の診断・治療」、「4 健康者に対する検査、健康診断(査)・管理」のどちらに該当するか。(歯科診療所票の場合、「傷病名」は「16 検査・健康診断(査)及びその他の保健医療サービス」、「01~15(治療を受けた傷病名)」のどちらに該当するか。)

また、「診療費等支払方法」について、健康診断にかかった分と治療にかかった分を別々に支払うケースと、治療にかかった分も健康診断の診療費の一部として支払うケースとがあるが、どのように回答すべきか。

(答)「受療の状況」は「1 傷病の診断・治療」とします。(歯科診療所票の場合は「01~15(治療を受けた傷病名)」とします。)

「診療費等支払方法」については、治療があったとしても健康診断の一部とみなしすべて公費負担になるのであれば、「12 その他の公費負担によるもの」(病院入院(奇数)票、病院退院票は「13 その他の公費負担によるもの」)に該当します。

一方、治療にかかった費用が患者の医療保険から支払われるのであれば、医療保険の中で該当するものに〇を付けてください。

- 問29. 調査日当日に診察と予防接種の両方を行った、または健康診断と予防接種の両方を行った等で、「受療の状況」が2つ以上該当する場合はどれを選べばよいか。また、そのときの「診療費等支払方法」はどのように回答すべきか。
- (答)「受療の状況」は1つしか選択できないため、2つ以上該当する場合は以下のルールで1つを選択してください。
 - ●「1 傷病の診断・治療」と他の選択肢で複数該当の場合 「1 傷病の診断・治療」を優先してください。
 - ●「5 予防接種」と他の選択肢で複数該当の場合 他の選択肢を優先してください。(「5 予防接種」は予防接種のみが該当する場合の選択肢で す。)

また、この場合の「診療費等支払方法」については、「受療の状況」で選択したものにかかわらず、調査日に支払いをした方法をすべて選択してください。

- 問30. 別日に行われた健康診断の結果を聞きに外来を受診した場合、「受療の状況」及び「診療費等支払方法」はどのように回答すべきか。
- (答) 以下のルールで選択してください。
 - ●受療の状況・・・「4 健康者に対する検査、健康診断(査)・管理」を選択してください。
 - ●診療費等支払方法・・・健康診断の際に支払われた方法を選択してください。
 - 問31. ある症状のために検査入院をした患者について、検査の結果、異常がなかった。この場合の「主傷病名」はどのように回答すべきか。
- (答) どのような症状があって検査入院になったかを回答します。

(例:胸の痛みがあり、精密検査のため入院したのであれば「胸の痛み」、自覚症状はなく、健康診断で心電図に異常があったのであれば「心電図の異常」など。)

- 問32. 外傷の治療は終わったが、その後のリハビリテーションに通っている患者の場合、「受療の状況」 はどれに該当するか。
- (答) 治療が完了し、その後のリハビリテーションやアフターケアのために通院しているのであれば、「6 その他の保健サービス」に該当します。
 - 問33. 半年前に骨折の為に入院し、今回は当時埋めたボルトを抜く手術の為に入院している患者の場合、「受療の状況」はどれに該当するか。
- (答)「5 その他の保健サービス」に該当します。(一般診療所票は「6 その他の保健サービス」に該当。)

問34. セカンドオピニオンの場合、「受療の状況」はどれに該当するか。

(答)「6 その他の保健サービス」に該当します。(病院入院(奇数)票は「5 その他の保健サービス」に該当。)ただし、その場で実際に診断・治療を行った場合は、「1 傷病の診断・治療」に〇を付け、「主傷病名」を記入します。

問35. 治験のみを行った場合、「受療の状況」をどのように回答すべきか。

(答)「1 傷病の診断・治療」に○を付け、治験を受ける理由となった傷病を「主傷病名」として記入します。 なお、傷病のない健康者に対する場合は、「6 その他の保健サービス」とします。(治験関連⇒ 問 62 参照)

問36. 不妊治療の場合、「受療の状況」をどのように回答すべきか。

(答)「1 傷病の診断・治療」に○を付け、不妊治療を行う理由となった傷病を「主傷病名」として記入します。

問37. 吸引分娩を行った場合、「受療の状況」はどのように回答すべきか。

(答) 吸引はあくまでも処置であって、その原因となった傷病等があるはずなので「2 正常分娩(単胎自然分娩)」は選択せず、「1 傷病の診断・治療」に○を付け、「主傷病名」に医師の判断によるその原因を記入します。

問38. 帝王切開の場合、どのように回答するのか。

(答) 帝王切開は、異常を有した分娩ですので、受療の状況の「1 傷病の診断・治療」に○を付け、「主傷病名」を「帝王切開」と記入します。

問39. 会陰部切開を伴う分娩の場合、「受療の状況」はどのように回答すべきか。

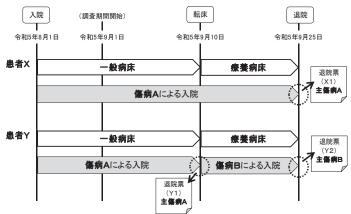
- (答) 異常を伴い会陰部切開を行った分娩の場合は「1 傷病の診断・治療」に○を付け、傷病等を「主傷病名」として記入します。異常を伴わない会陰部切開を行った分娩の場合は「2 正常分娩(単胎自然分娩)」に○を付けます。
 - 問40. 出産した人が退院する場合、「2 正常分娩(単胎自然分娩)」、「3 正常妊娠・産じょくの管理」の どちらに該当するか。
- (答)「2 正常分娩(単胎自然分娩)」に該当します。
 - 問41. 別紙「患者調査における「主傷病名」「副傷病名」の記入について」に記載されている<傷病名例示>以外のものについても傷病名はできるだけ詳しく記入すべきか。
- (答) 別紙の例示は、代表的な傷病名を列挙したものであり、例示以外の傷病名についてもできるだけ詳細に記入します。

- 問42. 病名が「不明」、もしくは「~の疑い」といった場合、「主傷病名」はどのように記入するのか。
- (答) わかる範囲で詳細に記入します。
 - 問43. 骨粗鬆症による病的骨折の場合、「主傷病名」にはどのように記入するのか。
- (答)「主傷病名」には「病的骨折(閉経後骨粗鬆症)」のように、骨粗鬆症によるということが分かるように記入します。
 - 問44. 「主傷病名」をPTSDなどの一般的な略語で記入してよいか。
- (答) できるだけ日本語で記入し、略語、俗称及びあまり使用されない医学用語は避けてください。
 - 問45. 「主傷病名」をICDコードで記入してよいか。
- (答) ICDコードでの記入は行わないでください。
 - 問46. 複数の傷病名がある場合、何を基準にして主傷病名を選ぶべきか。診療報酬の高い傷病名を主 傷病名としてよいか。
- (答) 医師又は歯科医師の判断により、より重い傷病名を主傷病名として記入します。 患者調査では、必ずしも診療報酬の高い傷病名を主傷病名とはしておりません。なお、より重い傷病 の診療報酬がより高いとは限りませんので、ご注意ください。
 - 問47. 傷病Aで通院していた患者が、調査日に異なる傷病Bで診療を受けた場合、「主傷病名」はどちらを記入するのか。
- (答) 調査日に主に診療した傷病名を記入(歯科診療所の場合は傷病名に○を付与)します。(普段と異なる傷病での受診関連⇒ 問22参照)
 - 問48. 当院での入院の主な目的とは別の傷病で転院となった場合、「受療の状況」では転院の原因となった傷病について回答すべきか。(例:統合失調症の治療のために入院していた患者が、悪性腫瘍で他の病院に転院することになった場合等)
- (答) 転院の原因になった傷病ではなく、貴施設での入院の主な目的について回答します。(例の場合では、「統合失調症」を記入します。)
 - 問49. 主たる傷病ではない病気で死亡した場合、傷病名には、死亡の原因となった傷病名を記入 すべきか。
- (答) 死亡退院の場合は、主に治療していた傷病について記入します。
- 問50. 退院患者について、入院後、入院の理由となった傷病名とは異なる傷病名によって転床し、その後退院した場合、どの時点の傷病名を記入すべきか。
- (答) 退院票については、原則、退院時に入院の理由となっていた傷病名を記入しますが、問の場合(【参考】の患者Yが該当)は、転床時に一度退院票を作成(Y1)し、それまでの入院の原因となっていた傷病名を記入します。

また、退院が令和5年9月であれば、改めて退院票(Y2)を作成し、退院時に入院の理由となっていた傷病名を記入します。 (転床関連→ 間 18、間 27、間 66、間 85 参照)

【参考】転床と退院票の作成について

・患者X、Yともに8/1に一般病床に入院 → 9/10に療養病床へ転床 → 9/25に退院



- 問51. 「副傷病名」の「15 精神疾患」に、脳性麻痺、パーキンソン病、睡眠障害などの神経系の疾患は 含まれるか。
- (答)「15 精神疾患」には、原則として、神経系の疾患は含みません。

したがって、脳性麻痺、パーキンソン病、睡眠障害等の神経系の疾患については、「16 その他の疾患」に〇を付けてください。ただし、神経系の疾患のうち、例外として「アルツハイマー病」と「てんかん」については、「15 精神疾患」に含みます。

- 問52. 「副傷病名」の「15 精神疾患」に含まないとする「知的障害<精神遅滞>」の場合は、どのように 回答すべきか。
- (答)「16 その他の疾患」に該当します。なお、「自閉症」は「15 精神疾患」に含みます。

【診療費等支払方法】

- 問53. 支払方法に変更があった場合は、どのように回答すべきか。
- (答) 調査日時点での診療費等支払方法を記入します。退院患者の場合は、退院時の支払方法を記入します。 ます。
 - 問54. 国民健康保険の加入者で、市の公費負担医療を受けている場合、「診療費等支払方法」はどう 記入すべきか。
- (答)条例等により公費負担医療を受けている患者は、以下の3つに○が付きます。
 - ·「2 医療保険等、公費負担医療」
 - ・「I(医療保険等)」は、その患者の加入している保険(この場合「03 国民健康保険」)
 - ・「II (公費負担医療)」は、「12 その他の公費負担によるもの」(病院入院(奇数)票、病院退院票は「13 その他の公費負担によるもの」)に〇を付けます。

問55. 医療保険と介護保険の併用となるのはどのような場合か。

- (答)介護保険適用病床に入院していても、以下の場合は、医療保険との併用となり、「2 医療保険等、公費負担医療」と「3 介護保険(介護扶助を含む)」の両方に○を付けます。
 - ・ 介護保険適用病床に入院する患者が、急性増悪した場合で、転院等できないまま医療行為が 行われた場合
 - ・ 介護保険適用病床に入院する患者に対して、透析や人工呼吸器の装着などの医療行為が行われた場合

- 問56. インフルエンザの予防接種など市区町村の条例に基づく助成が行われており、自費診療がある場合、どれに該当するか。
- (答)「1 自費診療(保険外併用療養費を含む)」と「2 医療保険等、公費負担医療」、さらに「12 その他の公費負担によるもの」(病院入院(奇数)票、病院退院票は「13 その他の公費負担によるもの」)に○を付けます。
 - 問57. 交通事故の治療費について、医療保険を使って支払われたが、自動車損害賠償責任保険が今後 下りる場合、「診療費等支払方法」はどう記入すべきか。
- (答) 自動車損害賠償責任保険の適用が決定しているのであれば、「07 自動車損害賠償保障法」とします。
 - 問58. 調査日の診療について、一旦自費や健康保険等で支払っているが、後に返金の上、別の支払方法に変更となった場合、「診療費等支払方法」はどちらで回答すべきか。
- (答) 変更後の支払方法を回答してください。
 - 問59. 自動車事故の任意保険で支払った場合、どれに該当するか。
- (答) 任意保険で支払った部分について、「診療費等支払方法」は「1 自費診療(保険外併用療養費を含む)」に該当します。
 - 問60. 健康保険の特例退職被保険者の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。
- (答) 退職前に加入していた医療保険が該当します。(「I(医療保険等)」の中の「04 退職者医療」とは異なります。)
 - 問61. 高齢受給者制度の適用を受ける患者は、どのように回答すべきか。
- (答) 「I(医療保険等)」では、加入している医療保険に○を付け、「I(公費負担医療)」に該当するものがあれば、こちらにも○を付けます。
 - 問62. 医療施設で治験を行い、対象患者の医療費は製薬会社が支払っているが、この場合の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。
- (答) 製薬会社依頼の治験の場合、治験薬が無償で提供されると同時に治験薬を飲用している期間は、「治験で必要とする検査」と「治験薬と同じような働きをする薬」の費用は製薬会社の負担となりますが、これは「1 自費診療(保険外併用療養費を含む)」に該当します。ただし、初診料や診察料など、それ以外の費用が健康保険から給付される場合は、「1 自費診療(保険外併用療養費を含む)」と「2 医療保険等、公費負担医療」の2つが該当します。 (治験関連→ 問35参照)
 - 問63. 透析を主に行っている患者の診療費等支払方法について、特定疾病療養費や重度障害医療費助成(法別番号80)はどのように回答すべきか。
- (答)・特定疾病療養費・・・それぞれが加入している健康保険に付随するもののため、I (医療保険等)から該当する番号に○をつけます。
 - ・重度心身障害者医療費助成・・・都道府県や市町村が実施しているもの。「その他の公費負担」に ○をつけます。

- 問64. 2つの傷病を有する外来患者について、一方の支払いは労働災害、もう一方の傷病は他の支払 方法で支払い、診療録(カルテ)が2枚ある。調査票は診療録1枚ずつ作成すべきか。
- (答) 別々の傷病でそれぞれ診療録がある場合、調査票は2枚作成してください。

問65. 窓口で患者が支払うお金がO円の場合はどのように回答すべきか。

(答) 患者が窓口で支払う金額が0円でも、費用が医療保険や公費負担・介護保険等で賄われている場合は、該当する番号に○をつけてください。

また、窓口支払いも0円かつ費用をどこにも請求しない場合は「1 自費診療(保険外併用療養費を含む)」のみに○をつけてください。

【病床の種別】

- 問66. 退院票において9月中に転床があった場合、「病床の種別」はいつの時点のものを回答すべきか。また、入院票において調査日当日に転床した場合は、どちらを回答すべきか。
- (答) 退院票の「病床の種別」は、退院時の病床の種別を回答します。また、入院票において調査日当日 に転床した場合は、転床後の病床を回答します。(転床関連⇒ 問 18、問 27、問 50、問 85 参照)

【紹介の状況】

- 問67. 「紹介の状況」は、いつの時点の状況を回答すべきか。
- (答)「受療の状況」で回答した内容について、入院患者の場合は入院時、外来患者の場合は初診時の 紹介の状況を記入します。
 - 問68. 他の施設から口頭での紹介を受けてきた患者や、友人からこの病院を紹介された、といったケースは「紹介あり」に該当するか。
- (答) 診療録(カルテ)に紹介ありと記載がある場合は、「紹介あり」に該当します。診療録に記載されているかどうかで判断してください。
 - 問69. 同じ傷病で入退院を繰り返している患者がおり、最初の入院時だけ紹介があったが、2回目以降 は紹介ありになるのか。
- (答) それぞれの入院ごとに、紹介の有無を判断してください。

【入院前の場所】

- 問70. 家庭から外来初診で受診し、そのまま入院した退院患者の「入院前の場所」は、「1 当院に通院」、「4 その他」のどちらに該当するか。
- (答)「1 当院に通院」ではなく、「4 その他」に該当します。
 - 問71. 「入院前の場所」「退院後の行き先」は、主傷病についてのみ回答するのか。また、主傷病にかかわらず回答した場合、1~4のうち複数の選択肢に該当する。どのように回答すべきか。(家庭から別々の傷病で複数の医療施設に通院した場合、同じ傷病で複数の医療施設に通院した場合等)
- (答) 主傷病かどうかによらず、把握している限りで回答します。(当院への通院があり、他の通院については把握していない場合は「1 当院に通院」を選択します。当院に通院もなく、不明の場合は「12 その他(不明等)」を選択します。)

ただし、1~4の中で複数該当した場合は、以下の優先順位で選択してください。

・今回「受療の状況」で回答した内容とその他の傷病について、1~4 のうち2つ以上該当した場合(例:調査票の「主傷病名」で回答した傷病で当院に通院しながら、別の傷病で訪問診療も受

けた 等)

- →今回「受療の状況」で回答した内容についての受診を優先して回答します。(上記の例であれば、「1 当院に通院」を優先します。)
- ・同じ傷病について複数の医療機関を受診しており、1~4 のうち2つ以上該当した場合(例:数ヶ月に1度当院を受診するが、普段は2週間に1度地元の一般診療所へ通院する場合等)
 - →頻度の高い方の医療施設を優先して回答します。(上記の例であれば、「2 他の病院・診療所へ通院」を優先します。)
- 問72. 他院からの紹介状を持参した上で入院となった場合、「入院前の場所」は、「1当院に通院」と2「他の病院・診療所に通院」のどちらに該当するか。
- (答) 患者が紹介状を持参して外来を受診し、当院での診察の結果入院が必要との判断で後日入院となった場合、「1 当院に通院」に該当します。また、即日入院の場合は「2 他の病院・診療所に通院」に該当します。

【来院時の状況】

- 問73. 「来院時の状況」は、いつの時点の状況を記入すべきか。
- (答) 調査票に記入されている傷病について、入院患者及び退院患者の場合は入院時、外来患者の場合 は初診時の状況を記入します。

【入院の状況】

- 問74. 正常分娩の母親は、どれに該当するか。
- (答)「入院の状況」は「5 その他」に該当します。
 - 問75. 「3 受け入れ条件が整えば退院可能」とは、どの程度の条件が整った場合か。
- (答) 入院治療の必要がなくなっている状態であるが、何らかの事情により退院できない場合をいいます。 (条件が整う場合の例:他の病院への入院が決まる、入所施設への入所が決まる、家庭において在宅 医療の体制が整う場合等)
 - 問76. 調査日に死亡退院した場合、どれに該当するか。(病院入院(奇数)票、一般診療所票)
- (答)「入院の状況」は「5 その他」に該当します。
 - 問77. すでに退院が決まっている患者の「入院の状況」は、どれを選択すればよいか。
- (答) 「3 受け入れ条件が整えば退院可能」のみ、退院が決まっていない患者のための選択肢なので、これ以外から状況に応じて選択してください。

【手術の有無】

- 問78. 今回の入院において、「受療の状況」で回答した主傷病と、その他の傷病それぞれ1回ずつ手術を行った場合、どちらの手術日を記入すべきか。
- (答) 複数傷病で入院していた場合は、今回「受療の状況」において回答した主傷病に関する手術日を記入します。
 - 問79. 1回の入院で「主傷病名」に関して複数回手術した場合、手術日はどのように回答すべきか。
- (答)「主傷病名」に記入された傷病について、複数回手術を行った場合は、診療報酬の高い手術の手術 日を、診療報酬が同じ場合は、先に行った手術の手術日を記入します。

問80. 輸血のみが行われた場合は、どのように回答すべきか。

(答) 輸血は手術に該当しませんので、「手術の有無」は「2 無」とします。

問81. 手術については、外科、内科にかかわらず記入すべきか。

(答) 外科、内科等にかかわらず手術があった場合は、「手術の有無」は「1 有」とします。

【転帰】

- 問82. 入院患者の症状に変化がみられず、他の施設に転院した場合、退院票の「転帰」は、どれに該当するか。
- (答) 医師の判断で退院したとの整理であれば、「3 不変」に該当します。
 - 問83. 分娩や人工妊娠中絶での入院だった場合、退院票の「転帰」はどれに該当するか。
- (答) 帝王切開、人工妊娠中絶など、それぞれを行った原因となる傷病がある場合は、主傷病名に記載の上、その傷病の状況により転帰を選択してください。

原因となる傷病がない(正常分娩、本人の希望による等)場合は、「6 その他」に該当します。

- 問84. 主傷病で入院していた患者が、それとは異なる傷病の治療のために退院した場合、退院票の「転帰」はどれに該当するか。
- (答)「6 その他」に該当します。

【退院後の行き先】

- 問85. 入院の理由となった傷病とは異なる傷病によって一般病床から退院手続きをし、院内の療養病 床へ転床した場合、どれに該当するか。
- (答)「12 その他(不明等)」に該当します。

準備のためにいったん家に帰宅した場合も含みます。(転床関連⇒ 問18、問27、問50、問66参照)

問86. 「退院後の行き先」がグループホームや有料老人ホームの場合はどれに該当するか。

(答)「11 社会福祉施設に入所」に該当します。

その他

【個人情報保護】

- 問87. 診療録(カルテ)に記載された情報を患者の同意なしに調査へ回答するのは、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)に違反するのではないか。
- (答) 一般に、個人情報の取扱いについては個人情報保護法により利用目的による制限(同法第18条) や第三者への提供の制限(同法第27条)が課せられています。しかし、患者調査は「統計法」に基づく 基幹統計調査であり、個人情報保護法の「法令に基づく場合」という例外規定(第18条第3項第1号及び第27条第1項第1号)に該当するため、医療施設は患者本人の同意を得ることなく調査への回答が可能となります。

なお、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成 29 年 4 月 14 日、個人情報保護委員会・厚生労働省)」において、個人情報の取扱いについて具体的な留意点や事例等が示されています。